

14
635

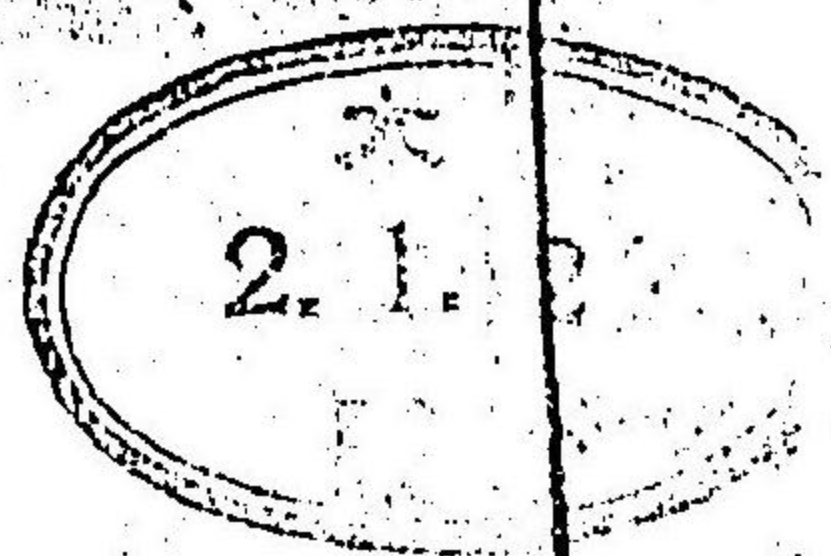
民法講義

物權編
土地編



民法
物權篇

(非賣品)



○目次

物權目次

第一章	總則	二
第二章	占有權	二
第一節	占有權之取得	三
第二節	占有權之效力	五
第三節	占有權之消滅	二
第四節	準占有	三
第三章	所有權	一
第一節	權利界	一
第二節	地役權	一
第三節	共有	四

第四章	所有權之取得	三
第一節	地上權	三
第二節	地上權之取得	三
第三節	地上權之存續期間	三
第四節	地上權者之權利	三
第五節	地上權者之義務	三
第六節	地上權者相隣者上之係	三
第七節	地上權之消滅	三
第五章	永小作權	四
附言		七

物權目次(覽)

物權法(非賣品)

第二章

總則

物權之法定ノ範圍内ニ就テ物ヲ支配スルノ權利ナリ

其權利ガ成立及存続スルニハ一定ノ特定ノ私利者ニ目的物

客体タル特定ノ私利者ニ三要素ヲ必要トス或ハ物私人

物トシテ排他ヲ要スルモノト有ルモノハ不特定ノ私利者ヲ要

セザルモノ見解アリ余ハ之ヲ誤ナリト信ス

物利種類ニヨリテ広狭ノ差アリ從テ其效力ニ強弱アリ別

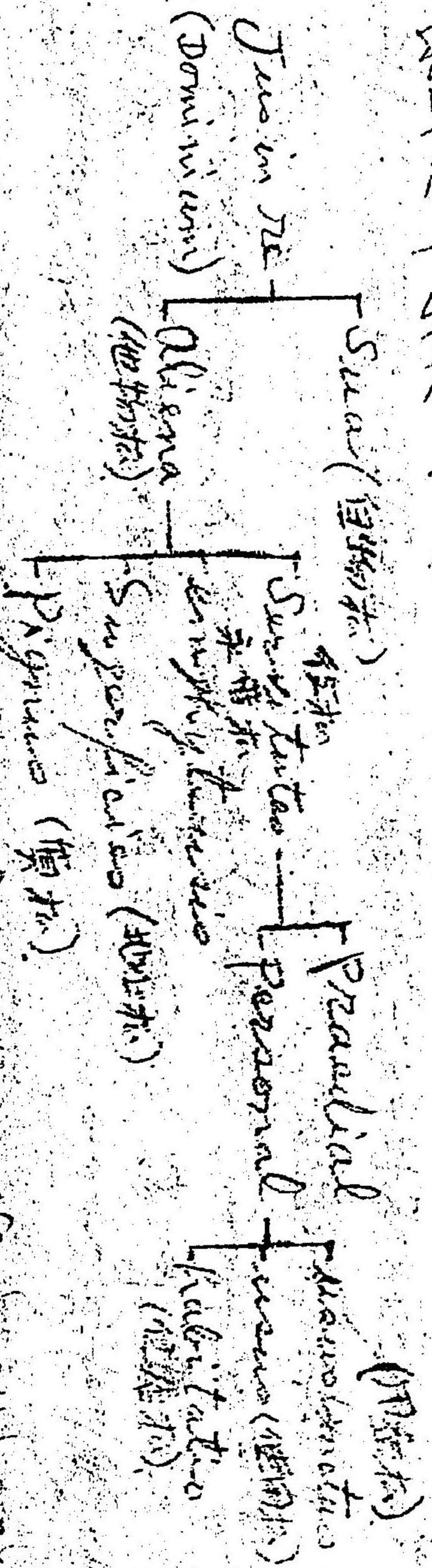
クモ之ハ併法定ノ範圍内ニ於テ物ヲ支配スルノ權利ナルコトハ

右種ノ物私ニ普通ノ性質ナリト見テ可也物ヲ支配スルノ權利ナルコトハ

故ニ之ヲ他人ニ對抗シテ他人ノ干渉ヲ排斥スルコトヲ得若シ物私

目的物ヲ侵害スルモノ作ル之レニ旨及シテ其物ヲ回復スル
 コトヲ以テ亦物知ル其目的物ノ所有ノ爲メに債權又其後ニ設定セラレタ
 ル債權ノ優先先レテニテ之ヲ行ハスルコトヲ以テ此ノ物知債權ト比シテ
 優先力大ニ效力有ルガ故ニ法文ノ有無ヲ問ハズ一般ノ立法例ニ於テ
 其後夫ヲ限定スる習慣又其契約其他個人ノ意思ヲ以テ法律ニ決カル物
 知ノ創設ニ依リテトビトビ物知ノ存在ニ於テ我ニ係ル此種ノ生じ他人ニ不
 測ノ損害生ラカルニ取引上ノ不便ヲ生シ公益上有害ナリト認レルガ故也物知ノ
 種類ガ法律上限定セラルコトハ法條ノ一大原則ナリト見テ之
 中ニ法文ヲ以テ其原則ヲ表明スル立法例ハ他ニナシ之レヨリ然レモ
 法文ナカレバ其原則ヲ以テ或物知ノ物知ナルガ債權ナルカ
 否ノ現ニ他民上疑義ヲ生セシメテ之ヲ故ニ我國民ニ特ニ七五ノ如ク規
 定ヲ設ケルルニ在テ左述ノ如ク規定スル所ハ旧民列強ニ於テ採

用キリ及之現民概括的ノ規定ヲ増カシ然レモ我民法ニ認ル物知ノ種類
 民法ノ全体ヨリ之ヲ推知シタル如ク仕組ナリ物知ノ種類ニ法
 律ニヨリ素々異同ナレ又一般ノ立法例ニ共通ニ認ララルモノモヤカ
 ズ之ニシテ立法例ヲ準クル如ク
 羅馬法上ノ物知ノ如ク



即チ早キ法ニ於テ物知ノ列強ニシテ所有權債權同並ニ使用權
 居住權ニ依テ如ク上ノ債權也其外ニ法ニテ之有ニ於テ物知ノ利

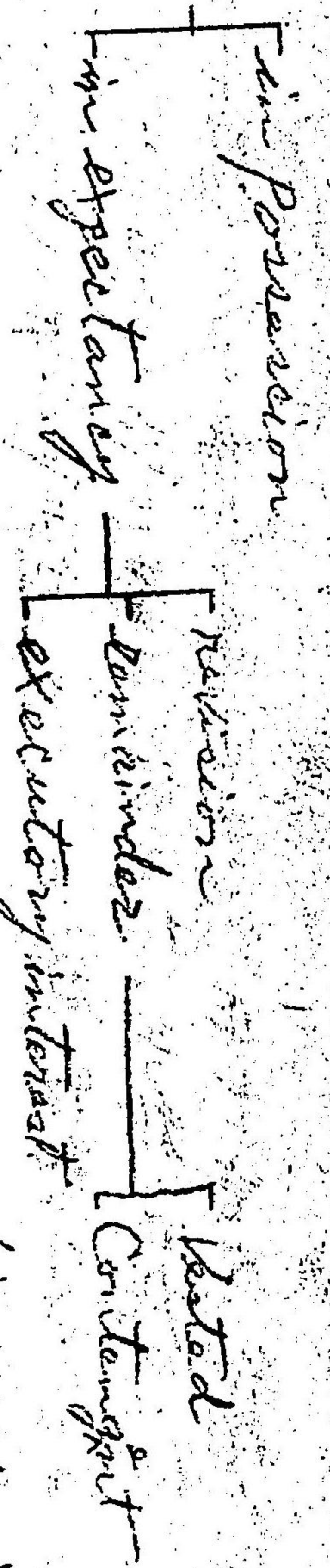
認六八

民法、第三卷、所有物、態様二年、規定七、部全、所有物、
 用益物、使用物、住居物、及地役物、年、指定シ、若シ、凡、物、三、卷、十、
 七、條、三、箇、物、年、指定ス、之、七、一、條、一、物、物、三、加、ス、也、前、十、八、條、
 二、先、取、特、物、及、抵、当、物、年、指定ス、又、二、種、物、物、物、物、物、物、見、
 ル、ハ、キ、ヤ、正、ヤ、中、疑、キ、能、ス、又、民法、三、卷、十、七、條、一、條、物、物、
 三、其、存、続、期、子、長、短、之、固、ク、ス、其、皆、借、物、認、ル、中、之、法、一、條、借、物、
 七、物、物、物、認、ル、モ、併、シ、亦、不、効、也、借、借、物、物、物、物、見、ル、中、期、
 定、モ、下、リ、(民法、三、卷、十、七、條、一、條、) 民法、三、卷、十、七、條、一、條、物、物、
 三、之、レ、ラ、一、種、物、物、物、認、ル、正、レ、ト、ス、又、占、有、三、年、之、時、時、効、之、基、礎、ト、シ、
 時、効、ノ、部、規、定、ス、ル、止、之、也、見、様、ニ、ヨ、リ、テ、之、モ、亦、一、種、物、物、物、物、
 ハ、キ、モ、一、ト、ス、

民法、三、卷、十、七、條、一、條、第三、條、物、物、物、占、有、即、有、物、物、物、物、物、物、
 用、益、物、有、作、人、的、使、用、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、
 三、地、買、取、地、物、物、土地、債、務、控、期、地、債、務、物、物、物、物、物、物、物、物、物、
 中、物、物、物、年、指定、ス、民法、三、卷、十、七、條、一、條、物、物、物、物、物、物、物、
 其、法、三、條、之、別、之、法、三、十、七、條、占、有、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、
 者、之、年、之、年、不、効、也、三、年、之、年、之、年、之、年、之、年、之、年、之、年、之、年、
 不、効、也、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、物、

Free Simple } Fee tail } Fee hold
 Estates in Land } Fee life

Estates in Land classified according to the time of enjoy



是中ニ三ノ立法例ニ徴スレバ占有若クハ占有者、所有権、用益権、地
 役権、地上権、債権、及び抵当権、七種ノモノトシテ各稱シ異レシメテ一
 般ニ実質ヲ認ムモノトス
 旧民法ニ認メレ物権ノ有者ヲ見シ主タル物権トシテ從タル物権トシテ
 從タル物権ノ所有権、用益権、使用権、居住権、賃借権、永借権、地上権、占有
 権トス、從タル物権ノ地上権、留置権、動産質権、不動産質権、先取特權
 抵当権トス
 我現行民法ニ認ムル物権、占有権、所有権、地上権、永借権、地役権

留置権先取特權債権種多ク九種類ノ物権ヲ認メ其大體旧
 民法ニ在リシモノ其異レ所ハ一、永借権ナル者種多ク改メシ録作権トシ二、
 賃借権ヲ債権トシ三、一、用益権、使用権、居住権、賃借権、永借権トシ
 之レ也、種多ク物権ノ性質ヲ有スルモノトシテ在リシ者亦ハ之レ先取特權
 債権ノ特別ノ效力ヲ有スルモノトシテ之レ物権ノ性質ヲ有スルモノトシテ
 殊ニ種多ク利、留置権、占有権トシ其ノ所謂債権ニ從タル担保権トシテ
 余ハ之ヲ物権ノ性質ニ次ニ債権ノ性質トシテ之レ前債権ニ從タル
 物権ニ立止リテ之レ述ベシ

留置権種多ク一、立法例ニテ之レ一、種ノ物権ト見サルハ如ク余ハ之
 シテ物権ト見ルハ正シト信ス、賃借権、永借権、立止権、債権ノ親ス
 者レハ前ニ之レヲ物権ト見ルハ現行正シト信ス、各程ノ物権ニ
 非テ之レ物権トシテ之レ之レ之レ之レ之レ之レ之レ之レ之レ之レ之レ

取氏之持用セザリレ用棄私使用於住居私ヲ望ナザリレ現由ニ年ノ一言
ヒシ百氏ニ一ニ四考シ以三種ノ物私モト曰ク市ノ産生ニ改其大陸
諸口ニ伴リレモ毎レ改ニテリモ今百コレガ物私ヲ認ムルノ財產ヲ
改長スルノ念慮ヲ存スルナラバ口家ノ住者上有權ノモノ也ト一私私
ナキニモ下ラス其多在リ也之由我口ニテハ管ア以種業ノ私私ナキガ故
ニ管更ニテ創設スル必要ナラバ口家ノ現ニ家族制度ノ
行ルル我口ニテハ用益私ノ家族制度ヲ維持スルガ故ナリ利用スルハ大ニ
便利ナル私利ナリト信ス而シテ我口ノ家族制度ノ諸般ノ文明ノ程度
而立レリル程度ニ於テハ之レヲ維持シウルルハ其立其其他ノ政策ヲ採
ルヲ適当トス

○物私ノ法ヲ存察ス

口ニテ法律ニテリマサノ異同ア凡物私ノ種類何レノ口ニ於テモ限

定セズモナリトコトニ前述ニ如シ乍併如何ル種類ノ物私ニテモ尚
モ法律ノ認ムルモノトシテ上ノ個人ノ意思ヲ以テ自由ニ之ヲ設クシ又
小種私ニウヘキモノナルヲモ希一般ノ立其創ニ適シテ行ルハ一大原則
ナリ而シテ殊務私ヲ認メシ又存察スルハ其法ニ年下ノ古来ニテ
主其下リ即チ何形ノ物私ノ意思モ之レ也

蓋思ハ我トシ個人ノ意思表示ナラシメテ物私ヲ設定シ又存察
スルノ事人キモ一ニシテ其他何形ノ物私ノ必要ナラズ也。反シ
形私ニテハ其意思表示ナラシメテ足レトシテ或一定ノ形式ヲ以テ之レ
アホレハ物私ヲ設定シ又存察スルノ事ナラズ也。而シテ其形
式一般ニテハハ物私ヲ引渡スニテ足レシ物私ノ種類ニテハ形式異ニ
ルコトナリ。ア下法私テハ物私ノ種類ニテハ形式異ニテ物私ヲ引
渡スニテ足レ其財產ノ種類ニテハ又存察スルノ必要ナラズ也

リ、加之口古法に於て其引渡の如き二年を成儀式ヲ以テス
ルコト要トセリ。英ノ古法に於ても又形式を以テ採リ
引渡シ之ヲ引渡シ下勅令或條約ヲ以テ之ヲ引渡スコト要
トセリ。其形式を以テ古代ノ法律に於て諸口に於て行ハレ
モノト見テ可也。然レ此世に於て其を採リ採用之ルモノ
皆獨ニ現民に於テ今需ホ其形式を以テ採用シ引渡シ
下勅令ニ付テ之ヲ行フコト要トス（種ハ七三九）
意思を以テ此世大ニ採用シ其民は其舊法に於て
其採ルハ民法亦同シ（現一七六、百三三、一三八）旧民ハ
民に於て所有権を移轉スルコト欲ス我ヲ採用シ之ヲ行フ
ニ當リヤ能ク之レハ文法ニ失レ立法に於テハ其採ル法
權ニ音息を以テ採用スルモノト信ス。我現民に於て之ヲ

ナルモノ物権ノ採用セラルル如ク是等ヲ以テ諸文ヲ掲ゲ
英法に於ても今日之ニ其意思を以テ採用スルモノト見テ可也。右
モ不勅令ニ付テハ Deed ト稱スル証書ヲ作ルコト要トセリ。又
一ナリ有ハム其証書ヲ作ルモノ物権ノ既ニ設ケラレ又
移轉セシモノト見ルトハフコト要ナルガ故ニ結局其意思を以テ信
モト見テ可也。

我民法に明カニ其意思を以テ採用スルモノ信シ其意思を以テ
其力の能ク其移轉ノ物権ノ創ハム留置権及ヒ債権ノ如ク
也。此有権モ亦之、其利ノ占有ノ事以テ其立及存続
要件トスル故也。今述ブル如ク物権ノ移轉ニヨリテ其
採用スルコト要ナルモノアルニシテ其外ニ其採ルモノ
ナリ其期限ノ勅令ニ付テ之ヲ引渡シ其採ルモノ

ニエホレド其財者上ニ存スル物ナラバ其財者ニ対抗スルヲ得ル
 ルコト也。勤者の其性直難轉自在ノモノニシテ其所在處ニ確
 定セシトス。併し通商ノ所有者ニ於テ之レヲ占有ス夫レ勤
 者ニ于ル物ナラバ得喪其目的物ノ引渡ヲぬスエドハレバ之レヲ以テ
 勤者ニ対抗スルヲエザルモノトナス。エドガレド勤者ニ下圖ノ指障ヲ
 及ルレ信用ヲ害スルノトナリ。故に取引上ニ阻害ヲ来スモノ也。是レ民法
 一七八条ノ規定シテ其所以ニシテ曰、民法ノ規定モ大要ニシト同一曰
 民法(財産)トハ民法(二四)ニ於テ勤者ヲ引渡ス。エドガレド其
 上ニ存スル物ナラバ其善悪ノオミ者ニ対抗スルヲエザルモノトナシ、
 反之我理民ノ於テハ善悪ヲ善悪ヲ區別セズレテ之ヲ勤者ニ対抗
 ルヲエザルモノトス。此意アル所ニ於テハ余曰、民法ノ規定シテ正
 信ハ其理由。理民一七八ノ規定シテ其所以ニシテ曰、民法ノ規定モ大要ニシト同一曰
 民法(財産)トハ民法(二四)ニ於テ勤者ヲ引渡ス。エドガレド其
 上ニ存スル物ナラバ其善悪ノオミ者ニ対抗スルヲエザルモノトナシ、
 反之我理民ノ於テハ善悪ヲ善悪ヲ區別セズレテ之ヲ勤者ニ対抗
 ルヲエザルモノトス。此意アル所ニ於テハ余曰、民法ノ規定シテ正

知ルヲウケル。一七五条ノ規定ニ於テハ同種ノ考有ルヲ知ル
 其所以ナラバ其所以ナラバ其所以ナラバ其所以ナラバ其所以ナラバ
 不勤者ノ其財者上ニ存スル物ナラバ其善悪ノオミ者ニ対抗スルヲ
 得ルコト也。勤者ノ其性直難轉自在ノモノニシテ其所在處ニ確
 定セシトス。併し通商ノ所有者ニ於テ之レヲ占有ス夫レ勤
 者ニ于ル物ナラバ得喪其目的物ノ引渡ヲぬスエドハレバ之レヲ以テ
 勤者ニ対抗スルヲエザルモノトナス。エドガレド勤者ニ下圖ノ指障ヲ
 及ルレ信用ヲ害スルノトナリ。故に取引上ニ阻害ヲ来スモノ也。是レ民法
 一七八条ノ規定シテ其所以ニシテ曰、民法ノ規定モ大要ニシト同一曰
 民法(財産)トハ民法(二四)ニ於テ勤者ヲ引渡ス。エドガレド其
 上ニ存スル物ナラバ其善悪ノオミ者ニ対抗スルヲエザルモノトナシ、
 反之我理民ノ於テハ善悪ヲ善悪ヲ區別セズレテ之ヲ勤者ニ対抗
 ルヲエザルモノトス。此意アル所ニ於テハ余曰、民法ノ規定シテ正

土地所有權ノ消滅ノ理長クテ登記法ノ特別法トシテ制定スル
ニシテ民法中ニ一七七条ノ外ニ三七七、三七三ノ兩條ノ規定
クモ止リ其他凡ソノ登記法ノ適用レドモ

不動産登記法ニ土地ノ權限ノ消滅トシテ登記法トシテ又不動産上
ノ權利ヲ有スル人ノ權限ノ消滅トシテ登記法トシテ又不動産上
ノ權限ノ完全ナリト思ヒ其ノ消滅トシテ登記法トシテ又不動産上
ノ土地ノ數カ支、其他土地ノ分合オモ救フ行ハル所ニシテ其ノ
不便ナキ能ハズ以テ此レヨリ我々登記法ノ權利者ヲ權限トシテ
之ハ其ノ消滅ノ原則ヲ定ム、及ニ親族ノ土地ヲ權限トシテ登記ノ
旨ハハトモトク

登記ノ効力ニシテ其ノ一ハ登記ノ効力ノ及ビ得ル事トシテ其ノ
二ハ(登記ノ効力)ニシテ登記ノ効力ノ及ビ得ル事トシテ其ノ
三ハ(登記ノ効力)ニシテ登記ノ効力ノ及ビ得ル事トシテ其ノ

モノトスルモノ(公示主義)ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ

採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ

採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ
採用スル民法ノ一ハ公示主義ニシテ我々民法ノ親戚等ノ公示主義ヲ

ト云ふ字句一上ニ善悪ノト云フ三語ヲ加ヘキ義也。
形式主義。此ノ善意ヲ渡ス不効者然ル。蓋シテ此ノ物ヲ得
善ノ要件トスルト云フ理由ト云フ也。此ノ物ヲ得ル者ニ
相シ蓋シテ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
スル理由ト云フ也。此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
ヲ本ヒトスル也。上ニ債權ト云フ也。此ノ物ヲ得ル者ニ
我理行長格ノ如ク此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
下ニ形式主義ト異レテ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
善意ノ要件ト云フ也。此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
一ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
一七七九ノ登記ノ意ハ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ

留置物ノ如ク登記ヲ必要トスルモノカ故也（入會物ノ登記
亦同也）又一七七九ノ物ノ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ
一七七八ノ物ノ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
其用然ル者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
モ適用スル也。此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
定ムル者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
三ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
一ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
並ニ重シク此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
別ニ異ルモノトシテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ
以上各條ノ物ノ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ相シテ此ノ物ヲ得る者ニ

地権者之権限ヲ及ぶ下上之ノ中ニ一項之但書ヲ加ヘシ所也
 要スルニ同一物ニ在ルニ諸種ノ物権カ同一物ニ既存スル中其
 諸種ノ物権ノ独立存于認めルニ事ナシ去レト諸種ノ物権ノ主ニ
 人以上ノ別人ニ分属スル中各人ヲシテ其権利ヲ全クセシムル
 ナシ其諸種ノ物権ノ独立ノ存在ヲ認ムルヲ得ズ。ホニ項意
 味ハ例ヘバ甲ノ地上権ニ於テ乙カ地権者ヲ有スル場合ニ於テ若シ
 乙其地上権ヲ取得スル中地権者ノ消滅スレバ若シ乙ノ地上権
 件ノ兩モ亦ホ地位ノ地権者ヲ有スル中乙カ地上権ヲ取得スル中
 地位ノ地権者ノ消滅セシメテ甲ノ物権存スルトナリ何トシテ若シ
 ラズレテ乙ノ地権者カ消滅スルモノトセバ理由ナク乙ノ損失ヲ及ボ
 シテ兩ノ不利益ノ利得ヲ得ル結果トシカ故也。然レハ其混同物権
 占有権ノ適用ナシ之ヲ三項ノ規定ニ何トシテ占有権ノ他ノ物権ト

其ノ同一ノ行使存スル場合ニモ然モ法律上ニ種々特別ノ保護
 ヲ与フルカ故也

第二章 占有権

一 占有ノ及ぶ占有ノ性質

占有ノ性質ニ上ルテ之ヲ云フ。其法律上ノ性質ニ付テは從來
 種々見解アリ。特ニ物ノ占有ノ今般ニ諸種ノ者迄下上互ニ論議
 色々停止スル所也。夫レ其ノ占有論ハ法學界ニ於テハ一大難問ニ居テ何
 レ併シ年々考ヘテ其難問トナリモ使ハレテ其ノ解決ニ地権者
 認得ル加味セシメテ生セシメテ之ヲ種々占有論ノ大綱ニ居テ
 信入。例テ種々占有ノ性質ナリ種々亦其利ナリマシ疑問ニ地権者
 之ノ法律者ニ居テ之ヲ何トシテ其利ニ比シテ其性質ニモ也。其利ノ消長ニ

上ノ邊明ナシテモ強ク一極ニ破産シタルモノナラバテヲエテ其ノ下ノ畢竟
 之レニ立テテ其ノ結果ニシテスルモノカ、或ハ占有ヲ保護スルハ人ノ意思ノ自由ヲ
 尊重セシメ所以也トシ或ハ占有ヲ保護スルハ人自身ノ侵害スルカキテ
 物ヲ守リテ或ハ占有ヲ保護スルハ他人ノ手ヲ利ノ權利ヲ維持スル所以
 ナリトシ或ハ占有ヲ保護スルハ結局所有権ノ保護ヲ定リセシムルカ
 ナリトシ或ハ占有ヲ保護スルハ在會ノ公共ノ守衛ヲ保護スルニ必要
 ナルカ故ナリトス、而シテ諸國地法知識シタルモノニ非ズ、要スルニ占有ニ
 ノ法律ノ制度ハ純粹ノ理論ニ出テタルモノニ非ズ、程々ノ必要ト便
 宜トニ基テ法律ノ沿革ニ起リタル也

(一) 占有ノ要素ハ(1) 事實ノ(2) 權利

占有ニ法律上ノ占有ト區別アリ、又ハ法ノ所定トシテ
 流事ニテ之ヲシテモ其ノ法上ノ占有トシテ我々法上ノ所有権ヲ有スル

自然ノ占有トシテ法律上ノ保護ヲ受ケル占有即チ物權ニ重要ナル
 之レ也ト解スルコト正當ナリト流事、以テ所據ニシテ或ハ占有トシテ
 法律上ノ保護ヲ受ケル占有トシテ法律上ノ占有トシテ
 法律上ノ占有ハ自主的ノ占有トシテ回復ノ占有トシテ區別スルコトアリ前者
 所有ノ意思ヲ以テスル占有也、後者、他人ノ所有権ノ存スルコトヲ恐レ
 ル占有也

法律上ノ占有ハ前正和等ニ基テ占有、正和原ナキ占有トシテ
 占有上ノ意思ヲ有スル占有トシテ瑕疵ナキ占有トシテ區別スルコト
 ナリ得、又ハ區別ナリトシテ占有ノ效力ハ之ヲサシテ區別アレバ
 占有権其ノ本質ニ異ナル所ナシ
 占有権成立スルニテ他ノ物權ノ成立上ニ互ニ其ノ主体ナル特許人ノ目

占有権成立スルニテ他ノ物權ノ成立上ニ互ニ其ノ主体ナル特許人ノ目

的物たる特殊物アリテ合シテ所持シテ及ビ占有ヲ收スル意思ナ
 ルハスル。占有物ニシテ体ナリル人ノ財產利益有ル能力ヲ有ス
 自然人又ハ法人タルノ事トス而シテ其目的タル物ノ財產利益目的
 ナリル一物ノ有体物又ハ一物ノ物ト同視スルノ集合物タルノ事
 トス。不特定物又ハ一物ノ物ト同視スルノ事トモ占有物カ存スルノ
 旧民法ハ民法ノ權利モ亦占有物ノ目的物トナリルモノト見ル
 我族及他族ノ財產ノ利益ノ解シテ權利ニ付テモ物ノ占有ニ於ケルニ
 干渉ヲ生ズルノ事アリ故ニ之ヲ否認スルノ法ヲ去レテ現民法ハ物ノ占有
 ニ對シテ區別スル物トシテ特ニ準占有ト稱スル占有物ノ文體ニ付テモ理論上
 リ見ルニ同一界ニ付テ同時ニ二人以上ノ人が各別ニ占有物ヲ有スル
 其價值上アリハハカテ各別ニ一ト思フモ之レニ付テハ物體上
 占有ノ一要素タル所持トシテ即チ占有ノ事ト人物ヲ支配スル實力ヲ
 有スル

モノニシテ *possessio naturalis, detentio et apprehensio* トモ
 ナク單純ニ所持シテ法律上何カノ效力ナキモノ也 中古ノ訛家
 之ヲ形名ニテ *possessio civilis* (驢馬ノ占有) ト稱スル能
 度下ニシテ全ク何カノ意思ナキ所持ノ事トシテ存スル場合ハ強
 カルベシ物ヲ支配スル實力ノ所持ノ強弱物ノ種類各物ノ所在
 リテ表ハレテ整理スルニ社會ニ於テ正當ノ觀念ト法律ノ制度
 トニヨリテ維持セラルルニトモ

所持者ノ意思ニ三程ノ程度アリ即チ (一) 他人ノ權利ヲ侵害ス
 忍ナスレテ全ク自己ノためニ所持スル意思即チ所有ノ意思 其人
 意思ノ正否ヲ問フニ之レノ自主的占有ノ基礎トシテ意思也 (二)
 他人ノ權利ヲ侵害スル全ク他人ノためニ所持スル意思即チ他人ノ利益
 保護スル下ニ他人ノ利益ヲ保護スル意思也 (三) 他人ノ利益ヲ侵害スル

トテ其他人乃自己ノ爲ナク所持スルノ意思ニ所云実領ノ占有ノ基礎
トシテ善惡ノ例ハ心慮取替テ者ト也。

トマ之法ニテ右出ノオ一、オ二、場合ヲ思フニモオ三ノ場合ニシテラ混テキ
ルカ如ク、口上持ルニオ一、オ二ノ場合ニ混同セムカ如ク即チオ一ノ場合ニテ
ノ所持者ニ占有ナリ、オ二ノ場合ニテノ所持者ニ占有ナリ、オ三
ノ場合ニテノ所持者ニ占有ナリ、唯永代持テ者ト領私
者トハ、何レニ占有ナラズ、モ一トモ、混テキ、之レニ依テ、公家ニテ未レ也。

又レ、口上ノ法ニテノ所有ノ意思ヲ及ブニ所持者ノレニ占有ナリ、
ノ原則トス、夫レ故ニ兩處ノオ三ノ或場合、限リテ所有ノ意思ヲ有
セザル所持者モ占有ナリト見ルカ如ク、之レニ依テ、其強明ニテ領私
ノ法ニシテ、所有者ニテ継業セルト占有ナリト見ルカ如ク。

口上ノ法ヲ継業セル我田民其其他ノ教ノ立禁例、オ一ノ所持者カト占

有ルヲ有スルノ所有ノ意思ヲ以テ所持スルノノ事トスル、口上ノ
マカ、之レヲ去レド、オ一ノ場合ニテノ所持者ニ占有ナリ、オ二ノ場合
ノレ、之レ、又、オ一、口上ノ法ニ依テ、而シテ、田民其他他法、等、民法
ノレ、所持者ニテ、口上ノ法ニテ、目録、タ、口上ノ法ニテ、目録、オ三ノ場合
ニ、所有者ノ家ノ占有ナリ、而シテ、所持者ノ利益ノ占有ナリト見ル
カ、得、財、心、(一五、一六、一七)

持者ニ占有ナリ、而シテ、オ三ノ場合ニテノ所有者ニ占有ナリ、而シテ
和カリト見ルカ如ク、若シ、口上ノ法ニテ、オ一ノ場合ニテ、口上ノ法、
而シテ、継業、占有、省念、ヲ、深、口上ノ法、見ルカ、如ク、(一六、一七、一八、一九)
其、未、結、リ、リ、所持、占有、オ一、省念、ヲ、思、オ一、口上ノ法、而シテ、
継、占有、ナリ、目的、物、限、而シテ、他人、ヲ、排、斥、ス、ル、若、思、フ、如、ク、物、ノ、所

口上ノ法

三〇

持人の上占有アリ、
上ノ事意占有ノ意思トテ同シ
ノ意思トテ同シモ併シ他人ヲ排斥スル意思ニ在ルレシ所有
ノ意思トテ同シモ併シ

前述ノカ、オニカヒテ三ノ場合共ニ其未結ニテアリ、所排者ニ占有
アリト見テ唯々所有者ニ并執シテ可キ、私利ヲ有セザル人其他
ニシテ其後スル人ニ應リテ占有セザルト見ルカ如ク、オニノ場
合ニモ多ク、占有アリト見トシテ其未結ニテ他ノ立止例ニ全テ異
ル所排者ニ占有アリ、場合ニ所有者ニ占有アリ、所排者ニ占有
アリ、場合ニ所排者ニ占有アリ、ト云フ、自ニ其未結ニテ複
雜ノ占有トシテ、知念ヲ起スルト見ル、正レトス、亦他科ノ理希ヨリ言
テモ然ラカレ可ク。

我現民ニテ、
意思ヲ及テ物ヲ所排人ニ占有アリトス、即チオニノ場合ノ所
排者ニ占有アリ、オニノ場合ニテ、所排者ニ占有アリトス、然レテ
独段トシ、然レテオニノ場合ニテ、物ノ所有者ニ占有アリト見テ
他ノ人ノ占有トシ、知念ヲ起シ、
ノニ占有アリトス、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フカ、オニノ場合
ニテ、所排者ヲ云フモ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フ
テ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フモ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フ
ノ、
オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フモ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フ
オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フモ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フ
オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フモ、オニノ場合ニテ、所排者ヲ云フ

〇 物権

三三

トモ思ハルニ本國有之占有者ノ位置ヲ顛倒スルヲトシ又カ、ルノ一國民ノ趣
 意ヲ示シテ、向トシテ本國有之占有者ノ位置ヲ顛倒スルヲトシ又カ、ルノ一國民ノ趣
 ナキトシテ、特ニ四九年ノ本國有之占有者アリトスルニ專ナキカ故也、西五年
 ニ我國民ノ想ハレ不明ニ見ルモ、其ノ趣意ヲ以テ物ヲ所持スル場
 上思ハレ、他人ノ利益ヲ認メテ、自己ノ利益ヲ以テ、物ヲ所持スル場
 合ニ、所持者ニ占有者アリテ、所有者ニ占有者トスルカ、利益ノ占有者
 意ヲ辨メ、所有者ニ物ノ占有者アリテ、所持者ニ利益ノ占有者アリト見ルカ又
 權教ノ占有者トシテ、省意ヲ認メテ、所有者ニ所持者共ニ同一物ニ付キ
 同種ニ占有者アリトスルカ、此三者ノアリト信ス、我民ノ趣意ハ明ラカニ
 是ナキ、自解ヲ辨シテ、其ノ趣意ハ、元來權教ノ占有者ニ付テハ、此ノ法
 ニ於テモ *Proculiani* + *Sabiniani* トシテ、之ヲ認ムヘキヤ否ヤノ

議論アリテ、此ノ法ニ於テモ、之レヲ認ムヘキモノニ就テ、決着
 モ、如レ、第一考ニテモ、權教ノ占有者ニ占有者、本國ノ權教ノ反
 モ、ト信ス、然レニ、其ノ法、立法例ニテ、之レヲ認ムヘキモノ、
 ノ辨和トシテ、權教ノ辨和ノ法、之レヲ以テ、之レヲ認ムヘキモノ、

第一節 占有者ノ取得

占有者ヲ取得スルノ法ニ、他ノ物ノ占有者トシテ、左ノ原由ノモノト
 繼承的ノモノト、本國アリ、所持者其他ノ物ヲ、取得スルノ法、
 本國世襲的ノモノト、原由的ノモノト、先占者トシテ、之レヲ認ムヘキモノ、
 所有者其他ノ物ヲ、其ノ法ニ作リ、占有者ヲ取得スル場合、
 テモ、同一理由ニヨリ、其ノ法ニ、繼承的ノモノト、解スヘキ也、
 占有者ノ他ノ物ヲ、其ノ法ニ、原由的ノモノト、取得スル場合、
 三九

○ 物權

三條受の占有物ノ取得ノ法ハモソナリヤヤナリヤト云アリ

(一) 原物取得

占有物ノ占有意思ト物ノ所持トニ要素アリ成立ルモソレハ或人ニ付テ成ニ要素共存スル件ニ其ノ占有物ヲ取得スルシ占有物取得ノ取得方法ニ其ノ原物ノ第一ノ親ヲ以テスルモノハ占有物ノ取得方法ヲ規テスルト今時ニ占有物ノ取得ノ要素アリモテ之モト見ル可也。曰民他民其他多ク立法例ニ於テハ(一) 所有ノ意思アリ何物ヲ所持シ又権利ヲ行使スルヲ以テ占有物ノ取得アリト云ス。然レ理民及獨民ト異ル(財一九〇、一〇三、一〇八、獨八五、四) 占有物ノ一身ノ其ノ原物ヲ具備スルモノナリテ自ラ之ヲ取得スルヲ得ルレト云ス。他人ノ代理ニ因テモ之ヲ取得スルヲ以テ是レ民ノ第一ノ親ヲ以テスル所ナリ。其民他民ナリト云フ可也。占有物ヲ以テ之ヲ取得スルモノハ

ト云フテテリ言フ候カドレト見テ可也。然レ一般ノ立法例ニ於

テハ占有物ノ第一ノ親ヲ以テスルモノハ獨例ナリト又個人ノ之

ヲ權利ノ爲メニ省察スルモノトモ占有物ニ元來人トテ存スルモノハ

ノ保護ニ基クモノトシテ或ハ此ノ要素共ニ占有物ヲ取得スベキ人ニ非

テ存スルノ必要アリト解スルモノナリト云フ可也。我民他民ニテモ特ニハ

一條ノ親ヲ以テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

代理人ノヨリテ占有物ヲ取得スル場合ニハ之ハ其ノ本人ノ所有意思

アリ之代理人ノ所持多ク其ノ一人ノ一項ニ依ル。若シ其親解ニ依ルモノトモハ

其親解ニ依ルカドレ。財一九〇、一項ニ依ル。若シ其親解ニ依ルモノトモハ

商人ノ心ヲ以テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

得ルモノトモハ其ノ親解ニ依ルカドレ。財一九〇、一項ニ依ル。若シ其親解

占有物ヲ返領スル以上代理人之意思ヲ以テ占有物ヲ取得スル場合ニ於テモ亦他
 一 利益ヲ取得スル場合ニ於テモ亦占有ノ意思及ビ所持ノ物ハ其ノ代
 理人ニ在リ本代理ノ效力ヨリテ占有物ヲ取得スルモノト解ス
 へキ也 但先見ル件ハ本人ノ意思能カキトテトテハ 暫クモ代理
 カ如ク其能カキ者ニ付 例外ヲ設クンニテ 常キヤトモ 暫クモ代理
 ヲリテ占有物ヲ取得スルニ 一五三ノ本人ト代理トトテテ代理ノ得ル
 (意) 代理人ノ所持ノ物ハ一五三ノ代理人ノ本人ノ物トテ占有物トシテ
 一、 又 一五三ノ代理人ノ所持ノ物ハ 一五三ノ本人ノ物トテ占有物トシテ
 得ルニ付 意思ハ本人ノ物トシテ占有物トシテ占有物トシテ占有物トシテ
 返認スルニ由ル。

健康の取得

一 既ニ成人ニ在リ 占有物カセノ子孫ニ付スルモノトテ 占有物トシテ 占有物トシテ 占有物トシテ 占有物トシテ

一 包括的ノモノト 特例的ノモノトトテ 程序ヨリ 包括的ノ存貯ノモノト
 一 其ノ相違也 特例的ノ存貯ノ原因ハ 行爲ヲ 譲渡トシテ 利益ノ件
 一 占有物ニ在リ 成人ニ在リ 単純ニ占有物トシテ 占有物トシテ 占有物トシテ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 自己ノ占有ノ存貯ノモノトテ 占有物トシテ 占有物トシテ 占有物トシテ 占有物トシテ
 一 五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ
 一 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ 一五三ノ

九四四年に改正され、又九四五年に他、所有物占有者の
 系統に於ては、其他の占有者との関係は、其の期間より前、同業たるより、ウヤ
 十一年の改正より、一般に占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 法テシテ、他に、旧民の法テ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 ノ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 其の法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 受入、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 先存、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 是レ、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 ノ、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 ノ、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 ノ、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 ノ、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ

ト、譲渡せらるる、恐アリ、又、一方、見レ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 他、法テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 表、示、レ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、氏、下、条、ノ、意、理、想、ナリ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、ル、ヲ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 日、給、務、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、マ、一、モ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 有、利、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 然、レ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ
 一、ノ、引、渡、ラ、テ、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ、占有者として、ウヤ入キモノナリトシ、其ノ何カ

トテト外モレ 毎者ニテモ船箱ノ如キ又左様也。又倉庫内ノ貨
 物ヲ引渡スル其鍵ヲ奪キシテ預託事ニ重シキ事トシテ之ヲ交付スル
 フレテ是レトスコレキノ事ヲ存シテ代表的引渡ト云フコトモ之漢
 レリ引渡ニリ何レ場合ニ於テモ現貨ノモノトシテ引渡スルモ之漢
 受テ引渡ト云有者トモ既云フコトモキ実カラエセシムル是レ引渡
 者ノ誰人カ現ニ其目的物ヲ所持スル場合ニ更ニ之ヲ引渡スル
 不能ノコトト云有者トモ其意思示シテ之ヲ是レトス引渡人ノ代理
 人ト云有者所持スル場合ニ同シトシ民一八〇六年ノ項ニ規シタル所
 ニシテ其ノ項ニ對シテ例外規シ也 (The Act of 1806) *Præsumption*
 旧民一八〇九年ノ條引渡ト云フ一則一八〇九年ノ項ニ獨ルル也
 占者ト云有者トモ之レ他ノ引渡人トシテ引渡スルニ其
 目的物ヲ所持スルコトトモ引渡スルニ其引渡スルニ其若シ不

必要ノコトトシバ如此場合ニ當リ者トモ其意思示シテ之ヲ是レリト
 ス、之レ民法一八〇三年ニ規シタル所ニテ民一八〇六年ノ項ニ對シテ例
 外ノ事トモ也 (The Act of 1806) *Præsumption* 旧民一八〇九年
 三項ニ規定シテ其場合ニ占有一際定ト稱セリ

代理人ヨリテ占有者ト云有者トモ之レヲ引渡スル場合ニ於
 テ引渡人カ自ラ代理人トシテ自レ引渡スルコトトモ之漢
 スル其其自引渡ラぬコトトモ必要トモ引渡人ヨリ其代理
 人トシテ引渡ラぬコトトモ引渡人カ自レ引渡スルコトトモ之漢
 受人トシテ之ヲ是レテ是レ引渡スルコトトモ之漢
 之レ所ニテ一八〇三年ノ項ニ對シテ例外ノ事トモ也

民法一八〇九年ノ法ヲ見ル引渡人ヨリ其代理人トシテ引渡
 人トシテ引渡スルコトトモ引渡人カ自レ引渡スルコトトモ之漢

而夫所有權ヲ取得セシムル場合ニ在テハ、現存スル止メレモ
 徒キニ失シテ却テ精神トシテ所見現存スル外ノ私利ヲ取得セシ
 ムル場合ヲモ包含セシムルコト信ズ。取得時該ノ要件ニ占有
 手続且其旨ニシテ之ノ期間尙繼續シタルヲ要ス其期ヨリ占
 有者ノ善意ニシテ無過失ナルト要スナルトヨリテ長短ノ差カレ
 一ニ時數ヨリテハ占有力ニ依テ占有力ノ手続ナルト強暴者
 占有力ト信スルナルト陰謀ナルト善意ナルト要スナルトヨリテ
 而シテ之ノ占有者ニ善意手続且公然ナリヤ否ニ依テ異ナシ
 場合ニシテ占有者ニ善意手続且公然ナルコトヲ証明スベキカ
 否ニ對シテ多ク者ニ於テ占有ノ要否強暴又陰謀ノモクニ
 此の要否カ 強暴者ニ於テ証明スルノ責任如何ニ在ルカハ顯シ
 ナリ固顯ニシテ而テ其証明ハ公法上ニ於テ固顯ナルコトヲ以テ人

事實下ニ於テ人ヲ自ラ之ニ要否ヲ以テスルコトヲモズ、陰謀ノ
 者ニ對シテ其存否ニテ自認せんモ之ニシテ要否尙視シテモ有
 之ニ強暴ノ證據ノ行ぬニテ人ニ證據ノ行ぬアルコトヲ推定
 するコトハ之レニ及ビ民ノ公法一項ニ占有者ノ善意者然且其
 トルコトヲ推定スル所也、又推定ノ善通ノ狀態ニ基テ便宜上立
 証ノ責任ヲ定メタルモ之レ年ノ考ニテ私レドモコトヲ俟タサルコト
 ニシテ特ニ法文ヲ據ルルニ要スルコト信ズ 獨仏ノ民法ニシテ相
 互ノ親レキキカ如キモ立証ノ趣旨ニ於テハ是アルモノナシ
 時數ニシテ或務ノ所有權其他ノ財產有ラテ取得スルニ於テ其
 下據定ムル其終止ノ必要ナシ 占有者ニ於テ永年
 直レニ其ノ期ヲ引キ續テ絶ハス占有セシメテ証明スベキモノト
 せん程ニ下能ノコトヲ人ニ對シテトナシ 民一人ノ公法一項ニ對シ

之ノ要意ニシテ其九中ノ自巳ノ命ヲ通業シ民一立
 年ヨリ占有物ノ所有ヲ取得スルコトヲスルニ想セシクニ為ルコトナ
 リ、占有ノ致在トハ通常強暴又ハ隠秘ヲ指スモノナリ民一八七条甲
 三致在トハハカク要意ヲ含ムモノト見サルベカク要スルニ取現定ニ其意
 ニ於テハ特ニ之ヲ想分ルニ要スレ其適用ヲ取得時教ノ要件ニシテ
 尚ノ計算ニ限ルコトナレバ若シ之ヲ掲グンモノトモハ時教ノ部掲グカキ也

第二節 占有権ノ效力

占有者ノ善意ヲ穩且公然ナシモノアリ又善意強暴隠秘ナ
 シモノアリ強暴又ハ隠秘ニシテ占有ハ要意ノ占有ニ準ズルモノナレバ一
 九〇条ニ項)大別シテ善意ノ占有者ノ占有ハトモ善意ノ占有者トモ
 コトナレバ、善意ノ占有者ノ占有ハトモ善意ノ占有者トモトモトモトモト

アリ何レノ場合ニモ占有者ノ存シテ其效力ニ至ラズハ其效力ノ權ノ有
 無ニヨリテ異ナルベシトス、占有者ノ效力ニ付テハ存没立法例一定
 セズ之レ占有者ノ占有者ノ地價ニ付キ存没立法例一定ナルベシトモ
 以テ結果也、乍何我現民ニ於テハ占有者ノ效力トシテ
 (一) 占利ノ推定、 (二) 果實ノ取得、 (三) 占利ノ取得、
 (四) 時教ヨリ取得、 (五) 占有者ニ對シテ時教ノ既述セリ(四)ノ占
 ノ事項ニ付テ相違シス、(四)ノ中(四)ノ中(四)ノ時教、其既述セリ(四)ノ占
 有者ノ效力トシテキモトモ北スト信スルモ民法ハ占有者ノ效力ノ部規
 定セシカ故ニ便宜上檢典ノ順序ニ從テ説明スル
 (第一) 占利ノ推定

占有者ノ占有者ノ伴モナリ之ヲ免ルモノアリ乍何利ノ伴ナリ占有
 者ノ伴ニ對シテ是レ番直ノ般規ニ對シテ其目的物ヲ占有

之ニシテ民一人ノ各ニ占有者カ占有物上ノ行使スル權利ニシテ之ヲ行使スル者有
 スルモノト推定セシ所以ニシテ曰民獨民モ在極ノ規定アリ(財一九三)獨
 (〇〇六)仙民ヨリ規定ナキモ其推定ハ一ノ法也果一般ノ立法例ニ認メ
 ラル一大多則ニシテ其範圍ノ狀態ニ基キテ之ヲ或リ特ニ尙文ヲ指シ
 必要ナシトセシカラシ、其未法ニ於テモ占有者ノ權利者セト推定
 自己ノ勝ル權利ヲ証明シ得キ人ニ對スル外、其占有者ヲ以テ占有者
 尙視ス、民法一人ノ各ニ占有者カ行使スルモノト推定セラルル
 權利ハ民法一人ノ各ニ占有者トナシテモ併シ之ニ及スルモノト推定セラル
 之非ス或ハ地上権又ハ永年使用權ノ如キ之等ハ行使スルモノトモアリ又或當
 置物債權ノ如キ債權ノ從物トシテ行使スルモノトモアリ曰民ハ法七ノ占
 有者即チ所有ノ意思ヲ具シテ占有者ニ付テ其行使スルモノトモ
 シ權利ノ占有ヲ認ムルモノトモナク其行使スルモノトモナク其行使スルモノトモ

財一九三)獨民ハ其ノ知照ノ占有者限リ之ヲ所有者ト推
 定ス下知照ノ要件ハ金銀ノ推定ニシテ其行使スルモノトモアリ其行使スル
 成立要件トモカ知照ノ要件、今法ニ於テ之ヲ占有者カ占有物上ノ占有
 ルモノト推定セラルル所ノ權利ノ占有者其モノトハ全ク格別ノモノトモ
 決シテ之ヲ混同スヘカス、占有物上ノ占有ノ事實ニ付テモ其
 行使スルモノトモ推定セラルルモノトモナク其行使スルモノトモナク
 之ヲ行使スルモノトモ推定セラルルモノトモナク其行使スルモノトモナク
 フル下知照ノ要件ハ其權利ノ行使スルモノトモナク其行使スルモノトモ
 ハトスル人ノ自ら報告ノ位置ニ立テ占有者ノ權利ヲ自己ノ權利ト
 ルノヲ証明スル責任アリ、占有者ノ地位ニ於テ報告ノ人ノ位置ニ立テ
 之權利ノ行使ヲ証明スル責任アリ、何トシテハ法律ニシテ推定スルモノトモ
 ナリ、

〔三〕果實ノ取得(一八九九)

占有者は占有物上之行使を以て權利ヲ行使有之れり推定せらるル
 ルニ其ハ他ノ人ノ真正ノ權利者ハ占有者ニ利益ノ自己ノ利
 利アリテ証明セシ中ニ占有者ハ其ノ利益ヲ行使セザルハ
 ノシテ果實ノ元物ノ所有若クハ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ取得スヘキ
 權利者ニ屬スルモノトシテ占有者ハ其ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ
 行使スルヲ以テ之レヲ行使シ其ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使ス
 ルト可キ然レド果實ノ取得ニシテ消費シタル上ニ於テハ
 ルモノハ其ノ利益ノ行使ニ占有者ハ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使ス
 善意者ト善意者トトテ固シク之ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使ス
 消費シタル果實ノ之ヲ借世セザル可キトシテ自己ノ利益アリ
 卜信セシ善意者ト占有者ト不圖リ損害ヲ蒙ラシムルコトハ

法一八九条第一項ニ善意者ト占有者ト占有物ヨリ生ズル果實ヲ取
 得タト規定シヨク其ノ利益ノ行使ノ利益ヲ見テ之ヲ得ルハ其ノ占有者
 其他ノ利益者ヨリ之ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使スヘキトシタル
 所ニシテ其ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使スルハ其ノ利益ノ行使
 趣旨ニ規定アリ(財一九四、他四九、五五、八九、九八)又之レ
 非ノ立法例ニ規定セザル所ニ在リテ之ヲ以テ之レヲ行使スルハ其ノ利益ノ行使
 法ハ

四ノ一其ノ利益ヲ以テ正ノ利益ノ基ク善意者ト占有者ハ消費シタル果實
 ノ價格ノ借世スルコトヲ以テ之レヲ行使スルハ其ノ利益ノ行使
 セザル可キトセリ(他四九)正ノ利益ノ基ク善意者ト占有者ハ
 果實ヲ取得ス其ノ利益ノ行使ヲ以テ之レヲ行使スルハ其ノ利益ノ
 行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ
 行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ行使ノ利益ノ

有者之モノも悪意ヲ示ラシケル消費ニテ果實ニテ利益ヲ生カシレ
リテ証明スルコト得トスル其債權ヲ債權人ノ所管セムトモ
其惡意ノ中子一程ノ占有者ヲ認ナクセシカ如ク(財九四、五地)
獨民法ニテ善意ノ所有の占有者ニ收益ヲ以テ目的ヲ以テシ
有者ノ果實ノ所有ヲ取得スルモノトモリ其意味リ現存スル果實
ニテモ之ヲ返還スルコトヲ必要トセズト云フ在リ(獨九四五、六)
併所有の占有者又ハ收益ヲ以テ目的ヲ以テセル占有者ハ無償ニテ
占有ヲ取得スル者ナリ(獨九四六、七)前ノ取得ニテハ收益ニテモ不
當利得ノ原則ニ依テ之ヲ所有者ニ返還スル義務アリトモリ(獨九
ハ八)善意ノ占有者ニテモ無償ノモノトシテ現存スル果實ニテ
之ヲ返還スルコト勿論(獨九四九、五〇)モテモ理ノ利益ヲ受ク限
度ニ於テ之ヲ債權人ノモノナリトスル返還セシムル(其法律ニ於テ)



果實ノ所有者又ハ所有ノコトヲ以テ之ヲ取得スル者ハ其
スベキモノトシテ利益ヲ占有者ノ果實ニテ取得スル者ナリ(獨九
四七、八)他ノ立花例ニテハ其點ニ於テ占有者ハ其力ヲ得ル
ナルト云フ所ナリ(其法律ニ於テ)其例ノ如ク(一)
之レノ要ニテは其法律ニ依リテ立花例ノ占有者ノ善意ヲ
要スル定ニテハ其點ニ於テハ其例ノ如ク(二)
ナキコトヲ要スル然レモ現行法ニテ獨民法ニ於テハ無償ニテ占有者ノ
ルカ如ク、我現行ノ民法ニテ獨民法ニ於テハ無償ニテ占有者ノ果實ヲ
取得スル利益アリトスル所ナリ(一)其例ニ依リテモトシテ其例
現存ノ果實ニテレヲ返還セサル可ク(二)トモリ(獨九四八、四九)
其例ノ如キ規程ノ旧民法ニテ又獨民法ニテ占有者ノ無償ニテ
返還スルコト獨民法ニテ不可也(其法律ニ於テ)占有者ノ取得ニテ

先皇ヲ明ラセ奉ル故文アリ現成ニホテリ之レニ相違スル規止
レ去レハ其遺旨ニ同規ニシテ我民故ニテ其文ヲ摺勿ト直
モナク專ニコト見シ上ルノ何ノ獨九五ノ一ノ占有者か自己ノ私
利キヲヲ知ラズん何ノ悪音ナリ占有者ト見ルベキモノナラフニ
コト也、今併占有者カト見正し私利者ヨリ亦違セリハナリトモ
何ラスレモ其時ヨリ悪音ノ占有者ヲテ自奇キモノトス、向十
レハ占有者カ許ヲ受ケケルトテ、其ノ自己ノ私利アリト儀ニ
存シテセズ、現海上ニ光テ其自ラ儀スル所リ才制所ノ制法アリ
ハトテ、其ノ制法カナル所アリト也、今併占有者カ私利ナレトテ
アリレ何ノ其ノ占有者カ保護スルベキナキナラフ也、許違ヒラレ
タレト占有者カ自己ノ私利ナキナラフ自覺スルニ至ル又之レヲ自
覺セザルニ至ラズ、私利ノ有無ニテハ、東南疑ヲ生セシモノナラハ果

利

一

實ニ之レヲ知ル若クハ其ノ所置ヤスレテ保存スベキ事也、此先位置ニ
占有者カ特ニ之レヲ保護スルベキ事ナリ、而シテ利失ハ起訴去留際ノ
事ナリ者ナリ、私利干渉ヲ破止シスベキモノナラフ也、許法上ノ一
則也、之レハ下ノ各条ニ項ニ占有者カ本私ノ許ニテテ敗訴ナ
ル中ノ其起訴ノ時ヨリ悪音ノ占有者ト見做ユト云フ規止ナラフ事
所以ニテ、旧民獨居モ全權ノ規定アリ、財一九四各条、獨九
八七、仙民ニテ一八九各条ノ規正ナキモ其趣ヒルトスル所義
ナキナリ疑ナキ也

終リ之善善ナリ占有者カ取得シテ可キ事也、既ニ此條ニテモ之限
心、成法ニテ其果實ニテモ未ダ元物ヨリ分齊セザルモノト占有者カ
ホテ之レヲ取得スルベシ、元物ノ善ニ真正ノ私利者ニテテ、其
ノ可キ、旧民一九四各条、一項、獨民一九四各条ノ法文中ニ決止ナラフ事ニモ

利

一

〔物権〕

我民法に於ては占有の権利を定むるは民法第一九
 条の規定に依りて見れば明瞭也亦民法一八九条の所有物ヨリ生ず
 る然る果ては之を以てして民法規定に依りて所有物ノ権利ノ準占有ヲ由ル
 者ニ於テは法定是実ヲ取得シ以テキモトシテ「民法」五〇条ノ
 明ラカ也

以上条々等一占有者ニ依テハ「バタリ」悪意ノ占有者ハ元來上キニ現
 存スル果實ハ之ヲ消費セシモノ其價格ヲ償還スルコトヲ
 以テ民法一〇〇条ノ規定ニ依リテ一般ノ立法例ニ同シ即チ「バタリ」
 財一八九条ノ規定三項ハ「民法」四九、九九、九〇〇) 強暴又ハ脅和ヨリ
 有者ニ依リテ悪意ノ占有者ナラズモ然レモ然レモ何トシテ
 權利アリト信シテ自衛ノ手段トシテ占有ヲ行フ「民法」一〇〇条又自
 己ノ占有ヲ守ルニ依リテ他人ノ物ニ干渉スル「民法」一〇〇条ノ規定也

乍併隱形ノ占有スル「バタリ」多數ノ場合ニ於テハ「民法」一〇〇条ノ規定
 基「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ見テモ然レモ然レモ、強暴ノ法律ノ禁止スル所ノモノ
 ナレバ「民法」一〇〇条ノ規定又ハ隱形ノ占有者ハ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 保護スルルモノナキ「バタリ」悪意ノ占有者ニ於テハ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 一〇〇条ノ規定ニ依リテ如キ占有者ヲ悪意ノ占有者ニ對シテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 強暴ノモノを以テ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 不ト如ク「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ自衛ノ権利ヲ認ムルカ故ニ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 占有者ヲ悪意ノ占有者トシテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 規定以下「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ

「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 第一 權利ノ取得「民法」一〇〇条乃至「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ
 權利ヲ取得スル「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ「民法」一〇〇条ノ規定ニ依リテ

物権

権ヲ取得スルニシテ亦以テ之ヲ行使スルニ在リテハ其ノ権利ノ占有者トシテ
取得スルニシテ道徳的ノ権利ノ主也、及以テ所有物其ノ他物
ヲ取得スルニシテ確立地権階級ノモノ也、原條ノモノノ例外ナル
ニキス、其例外ノ著シキモノ其点也、之ヲ無効ニシテ之ヲ適用
リ、既ニ或人ノ所ニ在リテ利益ノ目録ニ在リテ其利益ノ行使又
ハ法律ノ規定ニ由リテ之ヲ取得スルニ在リテ而シテ何人ニシテ
之ノ所有セサルニシテ之ヲ行使スルニ在リテハ、*Nemo dat quod non*
habet (之ノ所ニ在リテ之ヲ行使スルニ在リテハ其理ノ自明ノ事也、
カモ無ヨリ有リ生ストカト左様ニシテ其理ノ自明ノ事也、
勿論リ下等モノト異リ、輕重自在ナル性質ヲ有シ、其所有ノ主
モハ較的強固ナルモノ也、從テ勿論ニ在リテ其利益ノ所及ニ
不ハシ登記地権、勿論ニ在リテ其利益ノ行使スルニ在リテハ、

所有者ニシテ所有ス、勿論ノ占有者トシテ其利益ノ行使スルニ在リテハ、
ノ也、之レ既ニ在リテ七八年ヲ滿ルル所ニ在リテ又一九三三年ノ条件
ヲ具備スル占有者、其占有條上ニ行使スル利益ヲ取得スルニ在リテハ、
規正セシ根柢ノ理由也、一九三三年ノ規正ハ、其利益ノ占有者ヲ保
護シテ取引ノ安全ト便利トヲ圖ラントスル利益上ノ理由ニ基テ
モシテ何人ニアリテモ之レノ所有セザル利益ヲ人ニ与フルニ在リテハ、
之ヲ得ル原則ニ對スル例外ヲナスモノ也、ト見テ可也、
一九三三年ノ規正ノ規則ナリ、其利益ノ占有者ノ適用ノ範
圍狹キ特殊ノ場合ニ限リ、左様ノ規則アルニキス、左様ノ規
ノ立法例ニ在リテハ、其利益ノ行使スルニ在リテハ、其利益ノ
アリ、其利益ノ占有者ノ利益ノ行使スルニ在リテハ、其利益ノ
加キモ其利益ノ行使スルニ在リテハ、其利益ノ行使スルニ在リテハ、

勿論

前七

カ也 然レハ其ノ時ニ於テハ其ノ利益ノ上ニ行使スル権利ヲ取得スル者
宗ノ占有者ノ所存ホト古クテ之ノ限ニテ其ノ利益ノ異人ノ所也 之ノ所存
ホト取得シテ其ノ占有者ガ其他ノ利益ヲ取得シタリトシテ其ノ理由
キカテ之ノ利益ノ趣ヒヨリ之ノ利益ノ解キルモ南ニ他民ノ利益ノ趣ヒヨリ
趣ヒルカ故ニ所有ホトアリテモ之レヲ取得シタリトシテ其ノ利益ノ
趣ヒヨリ之ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
者更テ以テ占有者ノ利益ノ上ニ推定スル而シテ占有者ノ利益ノ趣ヒヨリ
花テ自己ノ利益ヲ利益アル所存ホト取得スル者更テ占有者ノ利益ノ趣ヒヨリ
付テモ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
ルニ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
テ之レトシテ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
ニリ間屋ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ

長ノ一九九ノ条トシテ其ノ規則ヲ設ケル一九九ノ条ノ如ク強大スル者
ニ於テモ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
ホト取得シテ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
年考ラレバ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
占有者ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
外典トシテ占有者ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
テ加フヘキ也

上述ノ如ク一九九ノ条ニ於テハ其ノ条件ヲ具備スル占有者ガ其ノ利益ノ趣ヒヨリ
スル利益ヲ取得スルモノトスル其ノ利益ノ占有者カ之レトシテ任意ニ所有者ノ利益ヲ
得シタリトシテ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
有スルモノトシテ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ
カ人ノ信用セシメテ其ノ利益ノ趣ヒヨリ也 亦一オコリ考ラレバ我邦民ニ於テハ占有者ノ利益ノ

ナリ請ル人見モ併シ君上皇モ其直ラ以テスレハ欺カントアルヲ
 見レズ人々欺カレトテテ區失ト見テ而シテ物ヲ遺失スルコトアルヲ
 區失ト見ストスルハ物衡ヲエズんモ一兆六元米在民地一九三一年ノ規定
 フルテ一九三一年ノ規定ニ對シテ倒針ヲオストアルモ併シ其一九三一年ノ規定
 一何人ナリテモ已レノ有ヤサハ權利ヲ人ニオツントテエストテテテテテ
 倒針ノ規定ナルヲテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 独民ニ對シ一九三一年ノ規定ニ對シテ所有者カテテテテテテテテテテ
 中ト云ヒ一九三一年ノ規定ニ對シテ所有者カテテテテテテテテテテ
 辭句アリ、又辭句ノ全ハ法廷判例セカハ思フレ併シ他人ノ所有
 物ノ使用者又ハ高等者カ其物ヲ知ルレテテテテテテテテテテテテテテ
 已シトテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 下接シ他人ニヨリテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

場合ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 請求シテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 中ト云スト 独民ノ規定ニ對シテテテテテテテテテテテテテテテテ
 於テ一九三一年ノ規定ヲ受テテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 后徒ハ、互ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 九三一年ノ規定ヲ受テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 民地ニ對シテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 一テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 レテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 中ト云ハテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 我々三年ノ規定ニ對シテ我々我々我々我々我々我々我々我々我々我々我々
 下テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

物権

七五

猶民の特別の期をうたふ事か此の如くは物上請求権の消滅
時教(三)又の動産の取得時教(五年)が完成する迄の所有者の
善意の占有者に対する所有権の返還を請求し得る事にして民法一
九三条の花子に於て期をうたふ事蓋し又の遺失物に善意の占有者
が所有権を取得するに特別の短期時教の定めたるモノト認めらる
ルカ如キモノト推定す、向の上ハ一九三三年の善意の占有者対
して物上請求権の消滅を止むる善意の占有者より自ら
消す事と占有せしめらる事とせず、又他の善意の占有者か占有せし
期を自己が占有せし期より通算して消滅の時を定むる事とす
年事とせず也、我民法の趣意より推せば一九三三年の要件より具へる
占有者が其の占有物が盗品又は遺失物なりても當然占有物上
の行使を權利取得するモノト見テ而して特別の所有権を保護す

七五

ハキ理申ふれば一九三三年の法令の所有者の物上請求権の消滅
を而して其請求権の行使を八年期とする事と合ふ事と見ん
ラ正しトス、民法の趣意也、要之、一九三三年の特別短期の取
得時教の定めたるモノト認むる特別の物上請求権の消滅を止むる
事と見ん事也。盗品又は遺失物の所有者より返還せらるる善意
の占有者其の請求権の消滅を請求し得る事也、
五、一九三三年の法令(三)

以上一九三三年の法令の定めたる一九三三年の法令の定めたる
善意の占有者の返還を請求し得る事と見ん事也、
善し占有者其の請求権の消滅を請求し得る事也、
ト認めらる事と見ん事也、
一九三三年の法令の定めたる一九三三年の法令の定めたる
一九三三年の法令の定めたる一九三三年の法令の定めたる
一九三三年の法令の定めたる一九三三年の法令の定めたる

七五

七五

買主及び市場に於て苦勞を蒙る者其買主の區失若くは不利益ア
 盜品又遺失物ヲ買取テ其買主の區失若くは不利益ア
 リト見ゆ事、此項の場合に賣主は利益ナキ一強ト置テ其想像ス
 ルトテズ、乍併所有権者ヲモテ區失若くは不利益アリト見ルヲ
 云ハル一占有者カ他トテ法ニ違テ盜品又遺失物ヲ取復レタル
 場合異テ古トシ民一五條ニ於テ所有権者ハ買主ニ代價ヲ弁
 償シテ其取復レシメベキモノトシ所有権者占有者共ニ其取復ニ
 準據セトスル所也 但民法上民ニ全ク其權規レテ一証一四六ノ
 下條外ハ其獨民ニモ權利を付テ相繼々規レテ一証一四五ノ
 條ニ於テモ公平市場ニ於テ其賣買ニヨリテ買主ヨリ賣主ニ所有
 權ヲ取得シ所有権者取復レシメベキモノトス 乍併其場合に市場

乃民法上ハ其(其他重傷ノ付テ別條ノ現レアリ)
 民一五四條ノ規レシトモ西洋ノ立法例ニ依リモ之規ス既ニ
 維新在久シテ行レシ新律頒領ニモ左條ノ規定アリテ公道公賣
 ニヨリ其所有權者代價ノ弁償ヲ受ケル所有権者之區置スルニ及ビ
 一アリ。 此ノ如ク盜品又遺失物ノ所有権者買主ニ代價ヲ弁償シ
 テ初メテ其物ヲ回復シシハキモノトモカ其買主ハ大ナル損失ヲ蒙ル
 一ナカレモ此ノ所賣買ニヨリテ其利益ヲ失フカケル損失ヲ蒙ル
 ナル 所有権者其所有物ニシテ回復シレバ之レカメテ買主ニ代價ヲ弁
 償セザルベカラカシ大ナル損失ヲ蒙ル、 亦所有権者買主ノ損失ニ付テ其
 損失ニ對テ主家主亦其買取人ニ對シテ順次其買取又贈与ニ於テ
 追奪追保ニ於テ規則ニヨリテ賠償ノ請求ヲスルコトモ所有権者損失ニ付
 テ回復四六ノ如ク其場合に於テ其代價ノ弁償ニ付テ所有権者損失ニ對テ

又まきり治産人の対し木備松の有し遂に所取者又し捨取者之趣
作規條せり売さる所有者の買主之無備松の代價の所有者之無備松
ナリ可なりトモ其の売主カ年々治産人の対し木備松の有し遂に順
可直リテ所取者又し捨取者之趣ルモトスルコト也又所一彼
ノ規條ヨリ考ふるレモ未だ善悪無心意ヲ固リテ所有者カ買主
ノ無備松トシ代價ヲ所有者之無備松トモトスル根拠ナキカ如何ト
ナリ可實主カ買主ナリト場合ニ所有者カ対し何カ責任ヲ買主
ハナシ取申ナキカ故也 民法一九二条乃至一九四条ノ規定ニ
スル規條ニシテ之レ相与スル旧民獨仙民規條ニキテ之レノ動産ニ
ノ也、乍爾旧民及仙民ノ対し無体物ヲモ物トシテ所有中ニ包
含セシテ備松ノ如キモ之レノ動産ト見ル然ルモ理民各獨民ノ動産ノ者
中ニ之レノ一敵ニテハ之レ備松ノ如キノ動産トモ不動産トモ見スル故ニ動

産ト占有スル利益を得、之ト規條ノ適用ヲ受テ可キ場合ノ範
圍ニ於テ現民ト旧民、仙民トナシ、**森林**ニ於テ之レノ見ル其
ノ實況ニテ然ラズ備松ノ有体物ニ於テ之レノ占有シテ之レノ
ノモノニ於テ之レノ記名備松若シテ指図債権ノ証券、之レヲ占有シテ之レ
レモ備松ノ証券ヲ占有セシテ之レヲ債権ヲ占有セシト見ルコトモ之レヲ
即チ備松ナリト見ルコトモ之レヲ之レノ有体物ナリト見ルコトモ之レヲ
之レノ規條ニ於テ之レノ未だ規條ニ於テ之レノ事也、之レカ如何ニ旧民ニ
換價一四七条ニ於テ之レヲ之レノ規條ニ於テ之レノ事也、之レカ如何ニ旧民ニ
スルモノナキモ無記名証券ニ於テ之レノ一八七条ノ旨ニ於テ之レノ特別ノ
余ノ有体物ナリト同視スルコトナシ、**独民**ノ債権ノ條ニ七章ニ於テ之レ
ノ節ニ七九三年乃至一八八条ニ無記名債権ノ事ニ詳細ニ規條ナリ
テ無記名証券ノ取得スル者ハ有体物ナリト見ルコトモ之レヲ之レノ

ノカ

ル

これより一層利益を以て位置を立すルものナリ。無記名証券の如く
 其の全額を起すルものナリ。我國民の共ニ無記名債権の之ヲ起ス
 べきものハ言ハス。格二九二、一九三、一九四ノ規則ハ無記名債権の
 用アルモノトテ言フ。其ノ外無記名証券ノ用アルモノハ又特別ノ規則
 以テ無記名債権ノ特別ノ債権ノ部ニ於テ之ヲ一四七三条ニ達
 失効ノ件ニテハ特別法アリ。

此ノ他人ノ飼養也ト云フ。此ノ他人ノ占有ニ付テ一九九ノ規定ニ
 所テ是ノ規定ニ前ニ申渡シタルノ旨ニ依テ法律上ノ占有者ヲ下スルニ當リ
 其ノ存上ヨリ省却スルノ種々之ニテ之ヲ下スルニ當リ細別スルコト
 和利ノ存上ニ當リ也。又其ノ他ノ飼養ノ本義ニテハ野生ノ禽
 獸ト云フ。飼養養セシ野生ノ禽獸ノ三種トスル。家畜
 完全ナル所有權ノ目的ニテ之ヲ立テシメ所有權ノ之ニ依

其ノ所有權ヲ失フモノトス。野生ノ禽獸ハ無記名也。何人
 之ヲ立テシメテ其ノ所有權ヲ取得スルコトナリ。去ルニ當リ其ノ
 上ニ飼養ノ所有權モ并得ス。飼養ル禽獸ノ飼養ニシテ其ノ飼養
 者有スルモノハ其ノ所有權有ス。飼養ル禽獸ノ所有權ハ既ニ
 失フコトナリ。其ノ他ノ飼養ル禽獸ノ飼養者ハ特別ノ規則
 獨逸ノ規則ハ大体同シ。規則ノ採行カ如シ。其ノ他ノ規則モ
 日本法トスル。何人ノ先占ニ付テ之ヲ立テシメ又飼養ノ旨ニ依
 テ之ヲ立シ居テ之ヲ規則ヲ備フコトナリ。三種ノ旨ニ依テ之
 ナラシメ其ノ五六年ニ其ノ規則ヲ去リテ他人ノ鳩舎ニ其ノ
 又池ノ入りレテ其ノ外ニ立テシメ其ノ規則ヲ備フコトナリ。特別
 所有者ノ所有權ノ旨ニ依テ之ヲ立シ居テ之ヲ立シ居テ之ヲ立シ居

高ラ如テ規公シルコトヲ七五條ニ規公セリ。旧民ノ大體仙民ニ做
テ財取三條一項ニ仙民七五條ニ相書シ又財取三ノ一ニ仙民五前
四條ニ相書スル規公アリ而テ仙民ニ旧民モ之ハ規公ヲ始テ不
御者上ノ添付ニ干スルモト見レ

以上セル所ヲ以テ考フレバ、中マ極テ拙ク独仙民旧民ニ於テハ法律上
知悉ヲ三飛ニ命斐スル迄去テ是テ一踏ス併ニ下テ如何ナル知悉ヲ以
テ家畜トナシ如何ナル知悉ヲ以テ野生ノモノトナシ又如何ナル知悉ヲ
以テ二者ノ中間ニ位ニル飯糧糧ヲ有スルモノトナスベキカニ付テハ又之
明ラカナン区別ヲ立テサルカ於テ予少先内閣トシテ之ヲ禁止シスル外
ナカレシ。我現民ニ於テ別ニ知悉ノ命斐ヲ示スニ宜ル所ナク
キモ自然ノ狀態ニ於テ野生ノ屬獸ニ先白ニヨリテ其所有權ヲ
取得シヨキ無ク知悉トナシ家畜ニ他ノ知悉ニ於テハ同様に完全ナ

凡所有權ノ自由知悉タルヲ以テ可キモノナリトナスノ趣旨ナルヲ疑ハ
レ、ソレ故ニ家畜ニ付テハ民権九ニ於テ九四條ノ規公シテ置
スベキモノ也、而シテ人ノ飼養セル家畜外ノ知悉ニ付テハ、飯糧糧
ヲ有スルモノト知ラザルモノトヲ区別セザルベカラ九五條ノ然テ之
ニテ之レヲ知ルヲ以テ、其處在ニ付テハ疑ハレキモ、乃見ニ何れニ
ハ他ノ立地例トシ置ル、山林等野外ノ知悉ニ逃去シ易ク而シテ且
此失ニ付テハ、由ヒ之レヲ捕獲スルヲ容易トシテトモ、且ツ其後
ノ知悉ハ、通常人ノ所有ニ係ルモノ也、ソレ故ニ山野従来ニ於テ
他人ノ之レヲ捕獲セル所ハ野生ノ無クテ知悉ナルヲ以テ、其
意ニ之レヲ有スルヲ以テ、他ノ知悉ニ付テハ、疑ハレキト異ナリ、通常人
ノ所有ニ係ルモノモ、世ノ故ニ一九三條ノ條件ヲ具備スル占有者ニ於テ
其知悉ハ、所有權ヲ取得シヨキモノトシテ、所有權ノ保護ニ付テ

八五

八五

ル所ニシテ何上ニシテ利ナクシテ善甚クテ家高ルル如キ物ヲ占有
スルノ類ニ稀ナレド也 然レテ家高ルル物ヲ占有スル者ハ多ク其
善ナク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
亦セシ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
物ニ付キ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
三年ニシテ所有物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
何事由ニ反テ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
保獲スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
特ニ飼養スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
テ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
法文ニカハル場合ニ限レシトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク

此失シテ之ヲ捕獲セシ者ヨリ直ニ治厚クシテ場合ニハ
之ヲ可キ法文也又ハ此ノ場合ニ於テ其治厚人々占有者ヲ保獲
スルノ年而テ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
所有者ハ任意ニ其所有物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
ハ然ラズ所有物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
シテ治厚人々占有者ヲ保獲スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク
保獲スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
ルカ加ク占有者ヨリ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
コトヲウケカモ知レズ、一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
失シ自易キモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
ノナレバ之ヲ目的物トシテ所有物トシテ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物
其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物ヲ占有スルモノトモ其利無ク其利ニ苦シ一九二二年物

消滅云ハキ本末持持ノ所有ナリト見ルヲ多ク実ニ際スルニ
非レヤ、世ニ現長ノ見解ニ至ル家畜外ノ物ヲニテモ其例
看ルル所有多ク也、仮令此ニ至ルヤンニテモ其例有ルヲ失フ
ナレ他人ノ民法一九三三條ノ要件ヲ具備シテ其物ヲ占有スル
アルニテモ其物ヲ占有スルヲ取得スルヲ云ハントセザル可
唯世失ノキニリケ月内ニ限リテ飼養者ニ其物ノ回復ヲ
請求スルヲウ、養育者ノ占有者ガ回復ヲ請求スルニテ一月
ヲ経過セシキリ其物ヲ上ニ行フ所ノ私利ヲ取得スルヲウケトスル
スルハ際ニ事ナリトモ、一九三三年ニ於テ一月ノ期ヲ以テ復
ナルモノヤ、民法一九三三年ニ於テ一月ノ期ヲ以テ復
下ヤ年ハ一九三三年ノ期ヲ以テ特別短期取得特救ヲ定メシニ
物上請求者ハ消滅特救ヲ定メタルモノト解スルモノナリト
由セリ

一九三五年ノ民法一九三三年ト異リ見スルハ特別短期ノ取得特救
ヲ定タルカ如ク見スルニ其例余リ出ラズトモ、何トシテ一九三
年ノ飼養者ニハル家畜外ノ物ヲ捕獲シテ占有セシムル
ズ其占有者ヨリ之ヲ返受ケルモノモ適用セラルハキモノナ
而シテ養育者ノ占有者ガ自ラケ月内ニ占有ヲナセルヲ云
又他ノ養育者ノ占有者ガ占有セシムルモノモ自ラ占有セシム
通事ヲケ月内ニ自ラケ月内ニ占有セシムルモノモ自ラ占有セシ
期モ一九三三年ノ期ト同様ニ飼養者ノ戻スト物上請求者ハ特
別短期ノ消滅特救ヲ定メタルモノ也ト見ルヲ正多ト候ハ、
以一九三五年ノ民法一九三三年ノ期ト異リ見スルハ特別短期ノ
引キ籠キ養育者ヨリケ月内ニ占有セシムルモノモ自ラ占有セシ
初ノ養育者ナレバ可ナリトスルハ何モ一月ノ経過ヲ必要トス

此ノト信ス又悪意ノ占有者ノ責任ヲ免脱シシニ於テハカビテ輕
 減スル理由ナシト信ス、又善意ノ占有者ノ責任ヲ免脱シシニ於テハ
 可抗カシキテ減失又ハ毀損スルカキレシ場合ヲ除ク外悪意ノ
 占有者ノ損害ノ全部ヲ賠償スルヘキモノトスベキ也ナリ。又果實ノ
 之ヲ取得シテ元物ノ區別スルハ善意ノ占有者ノ何カ区別ナ
 キナリ不始行ぬ上ノ責任ヲ負担スルハ善意ノ占有者ノ何カ区別ナ
 ン責ニ歸スルカキレシ理由ニヨリ占有者ノ減失又ハ毀損セシ場合ニ
 論、例今其善意ノ減失ノキキ由ニヨリ減失又ハ毀損セシ場合ニ
 テモ善意ノ占有者ノ対シテ損害賠償ノ責任ヲ負担スルハ善意ノ占有者
 何トシテ善意ノ占有者ノ自ラ利益ヲ有スルモノト信シタレバ也若シ
 損害賠償ノ責任アリトセバ不測ノ損害ナルヲ恐ルナリ、善意ノ占有
 有者ノ果實ヲ取得シタレトセシ立派ノ趣旨ニ依リテトセ、下條又

善意ノ占有者ノ利益ノ損害ニ於テハ不測ノ利益ノ損害
 有キトテ許スヘキモノトセシ、民法一九九條(一年ノ限)ノ下條又
 毀損ニヨリ利益ノ損害ヲ受クル限度ニ於テ義務ヲ負フモノトセシ、
 此レノ曰民ノ規定モ善意ノ占有者ノ利益ノ損害ニ於テハ不測ノ利益ノ
 損害ノ占有者ノ責任ニ歸スルヘキ事由ニヨリ減失又ハ毀損セシ
 場合ニ限ルヘキモノトセシ、此レノ適用スベキモノト思ハル例ハ八家屋
 一ト有者ノ大欠保債ヲ附シ其家屋カ燒失セシカガハ保債金ヲ得
 テ之レヲ保有スルハ其家屋カ燒失セシカガハ保債金ヲ得テ之レヲ保
 有スルハ其保債金ノ家屋ト異ノ利益者ニテカキレシ可也、
 善意ノ占有者ノ不始行ぬノ事則上占有者ノ減失又ハ毀損ノ事
 因ノ如何ヲ問ハズ其損害ノ全部ヲ賠償スルハ善意ノ占有者
 者モ亦減失毀損ノ事由如何ヲ問ハズレバ不測ノ利益ノ損害ニ

△アトメス(キモト信ス)一カニ善悪ノ占有者アリテモ所有ノ善悪
 有セザル者自ラ或私利ヲ有シモト信ズルト今時ニ其占有者ニ
 非テ其他人ノ所有物ニシテモ自ラ存スル信セシ
 権利ノ範圍ヲ超ヘテ所有物ヲ侵害スルヲエズニシニ一九〇九
 年民法ノ規定ニ依リテ占有者ノ私利トシテ損傷ノ
 全部ヲ賠償ス(キモト信ス)トモ云フ所ニ生カレテ其
 損失又ハ毀損ノ占有者ノ責任ニ歸スルハキモト信スル所ニ
 トスルニ當テテ也。以上民法一九〇九条ニ依リテ私利者
 ニ區別スルハキ占有者ノ果シテ其損失又ハ毀損也損傷有
 者賠償責任ニ依テ也。之レトテ其占有物現存シテ其
 利者ニ區別スルキ場合。於テ其占有者ノ私利ノ中ニ其
 占有者ノ私利ノ中ニ其費用ヲ出セル中ニ其占有者
 下費用ヲ出セル中ニ其費用ヲ出セル中ニ其占有者

物ノ回復者ヲシテ之レヲ賠償セシムルハキモト信スル所ニ
 二種ノモトニシテ其費用ヲ其費用ヲ其費用ヲ其費用
 カスルハ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用
 伊貴ニシテ也

(一) 必要費用(保存費用トモ云フ) 一、占有者ノ保存ニシテ其
 必要費用(費用)ノ例ハ家屋ノ修繕費用也。又、修繕費用
 上占有者ノ何人ノ牛存スルモ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用
 片ハ占有者ノ損失毀損ニテ回復スルキモト信スル所ニ其費用
 減スルモノトシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用
 復スル者ニ依リテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用
 者ニシテ占有者ノ賠償ニシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用
 在シテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用ニシテ其費用

言ふ。然るに我民は三ノテ明言セザルニ
 要意は別ナシキナル所ナリ見レド
 由リカニテ是レ自ラノ然レ独民ノ善
 意ヲ出シテ其ノ善ヲ價也モテ可
 上者有テ其ノ善ヲ出シテ其ノ善
 上者有テ其ノ善ヲ出シテ其ノ善
 看スルモノト思フニ、年々其獨民ノ
 他事其トテリテモ心スルモ其善
 みたを生シルニトナキカ故也、心
 通事其下トナクテ、臨時其下ノ
 多親費用ヲ要スルモノ、及ニ通
 費用止ムルモノ、且ノ乘生ヲ生

且費用トナシテ下ニナルニ、一
 果其ノ取得レタル上者、一自
 并左様也、カク如ク果其ノ公
 大ニ取ルル也、即チ身其善ヲ
 心ナラサレド也、一カク一但
 言ル(下)ニテ、其ノ善ヲ出シ
 其ノ善ヲ出シテ其ノ善ヲ出シ
 作スルモノトナシテ其ノ善ヲ
 上者有テ其ノ善ヲ出シテ其ノ
 其ノ善ヲ出シテ其ノ善ヲ出シ
 其ノ善ヲ出シテ其ノ善ヲ出シ
 其ノ善ヲ出シテ其ノ善ヲ出シ

以上より、去るは、我國民に於ては、田借者に現存せる増加額より有益費
 一 金額より少く者一を撰択するに之を備置せしむるは、規定より非也
 何れに於て有益費百円、現存せる増加額百円、すなはち田借者
 一 有益者百円、其の備置せしむるは、無其の占所有者が有益費より
 五十円より出れば、増加額百円より少く、田借者より占所有者百円
 一 備置せしむるは、是れより少く、我國民に於ては、之を以て田借者
 一 増収を以て、自其の備置せしむるは、之を以て、田借者に失当なりと
 何れに於て有益費より生ずるは、占有額が額より田借者に現存
 一 するは、之を以て、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 區用するは、之を以て、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 其の明言するは、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 規定より徴せしむるは、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと

カ也、然るに、猶長之に於ては、有益費より生ずるは、占有額が額より田借者に現存
 一 するは、之を以て、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 規定より徴せしむるは、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 區用するは、之を以て、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 其の明言するは、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと
 一 規定より徴せしむるは、我國民に於ては、之を以て、田借者に失当なりと

カ也、然るに

一〇一

民法ノ大綱ヲ示セシカニ实体法規則カ漸ク發達スルニ從テ其
 年俵規則ニ实体法トリ別ニ設ケラレシニ至リテ是レ者ヲ混同スルコト
 有ラスニハ其法其法ニシテ法律ニ徴セテ唯カセテ此世ノ法律ニ至
 リテハ实体法ヲモトシテ法律ニ徴セテ唯カセテ此世ノ法律ニ至
 助的ニモト見テカ者ヲ破綻區別セトス、又又又ノ口ニテテハ法律
 ナン或ハ法ヲ法ケ英口ニキテ下ノ權限行ハル口ニテテモ
 才判所構成法ト許法法トハ或又テセリ、老熟ニ程ノ許法ニ與テ
 此者ノ許ニテ知念ハシヨク中トスルニシテ民許法中ニ據ラハキ也
 似民ニテ占有許ニテ禁止ニシテテテテ占有許ニテテモハ似民
 許中ニテテ、或大陸ニテテテテ最モ尤キ法律ニテテテテテテテ
 店トハ區別ヲ破綻亦ハカカキ其安ハテテテテテテテテテテテ
 取保特救ノ要件トシテ占有ニテテテテテテテテテテテテテテテテ

占有ノモノ、抑止ノ民法中ニテテテテテテテテテテテテテテテテ
 法中ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 中ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 規テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 カニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 此ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 民法ニテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 由、至テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 占有ヲ作テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 有利トシテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 占有ヲ看テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 令テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

有る極言スルハ有る故カヨリ占有ノ許アルカメナク存スルモノト見ルヲウカシ
 ニ我現長ノ権利ヲ存任トナシ占有ヲ存任ニ唯テ一様ノ物ナトナセルカ
 若シ占有ノ許キスル特別規程シテ法リシモノナルハ其規程ニ準テ
 中ニ規定スルニ依リテ民訴法中ニ規定スルヤモト信ス占有ヲ一様ノ物ナト自
 其規程ノ趣行法ニ依リテ占有ノ許ナレハ其規程本則ノ許ト占有ノ許ト
 干渉ニ依リテ民訴法ニ依リテ其前ニ占有ノ許キスルモノト見ルハ
 占有ノ許ト占有ノ許トテ保護スルモノト其且前ト支モトテ金ノ利
 利トキ占有ノ例外ノ原公トナシ占有ノ許ト占有ノ許トテ其基ク私利ヲ
 保護スルノ教用ヲ去テ之ニ占有ノ許ノ必要ニ所依也占有ノ許
 ニハ教養業アリ何レモヒト法ニ依リテ去レドヒト法ニ依リテ其基ク私利ノ
 有る許ト其他諸法ニ依リテ其基ク私利ノ必要ニ所依也占有ノ許
 有る許ト其他諸法ニ依リテ其基ク私利ノ必要ニ所依也占有ノ許

ナレバ之ノ有るモノト占有ノ許ノ各委大ニ其基ク私利ノ

一) Intellektuelle Eigentum Intellektuelle Eigentum

又) 其ノ中ノ一ニ其基ク私利ノ必要ニ所依也占有ノ許

Intellektuelle Eigentum Patentrecht Markenrecht

(一) Intellektuelle Eigentum Patentrecht (占有ノ保持ノ許)

(二) Intellektuelle Eigentum Markenrecht (占有ノ創設ノ許)

(三) Intellektuelle Eigentum Markenrecht (占有ノ創設ノ許)

其ノ中ノ一ニ其基ク私利ノ必要ニ所依也占有ノ許

一) Intellektuelle Eigentum Patentrecht (占有ノ保持ノ許)

レ此其占有物ハ既ニ信託者ナリ牛ヨリ他人ニ存ルモノアリルカ故
ナリ信託者カ占有物ヲ所持シ得ル事ニ有者其信託者ニ對
シテ占有物ノ許ヲ提起スルハキモ人ノ力ヲ希ム其物ノ權ヲ希
定スル実用也 又併ニテ占有物ガ信託者ノ牛ヲ賣レ他人ノ所
持スル所トシ伴ハ占有物ノ許ヲ以テ對人所持ナリトセバ占有物
有物ノ所持者ニ對シテ許ヲ提起スルヲエズ、物上所持ナリトセム
有者ハ占有物カ所持者ニ對シテ許ヲ提起スルハ向人ノ牛ニ
存スルニ及ビテ其物ヲ所持スル者ニ對シテ許ヲ提起スルヲ
ウ、占有物ノ許ヲ對人所持ナリヤ物上所持ナリヤノ内題ハ占有物
値ニ基クモノニシテ若シ占有物ノ事ハ失ト見レ人圖占有物ノ許ヲ
人のモノナリトナサントラエズ、又之若シ占有物ノ利ト見レバ占有
物ノ許ヲ物上ノモノセト解スヘキ也。我現民ノホテハ占有物ノ許

有者ト稱シ一殺ノ物トナセテ故テ占有物ノ許ハ勿論其物
テ占有物ノ許ハ物上所持ノ材所ヲ有スモノト解スベキモノト候
年迄バレ所ハ占有物ノ許ヲ以テ論取ニテ決取テ以テ推スル
ハカハ信託者ニ對シテ占有物ヲ取得シテ其物ノ利ニ對シテ占有
レ又之ハ信託者トシテ租スベキモノニ對シテ信託者トシテ占有
者ニ對シテ租スルモノニシテ其物ヲ生ズルモノトナシニシテ民ニ
所シテ租スルモノトシテ其物ノ利ニ對シテ我現民ニ對シテ占有
物ノ許ハ信託者ニ對シテ其物ノ利ニ對シテ其物ノ人ニ對シテ
提テシムヲエザンモノトナス所ハ以テ深キ理由ナレ 若シカ
占有物ノ利ニ對シテ其物ノ利ニ對シテ其物ノ人ニ對シテ其物
占有物ノ利ニ對シテ其物ノ利ニ對シテ其物ノ人ニ對シテ其物
而シテ租スルモノトシテ其物ノ利ニ對シテ其物ノ人ニ對シテ其物

ノカ

三

人

所以の侵害者たるに種々の可成り占有者ありハ侵害者セラレシムル前正有
 者ヲ年以保得ルハモトスル極限ヨリ上ニシテ。其現民ニ於テハ有因取
 引ヲ以テテ明ラカニ物上酌量トス。然民ニテリ果テ以テテ人
 的ノモノトスル若シ知リテモハ然莫正又対ノ如クナルモ何レ現民
 ニテリ其善悪ヲ辨シ其健全ニ姓スルハ其非ヲ起スルノヲ工ザルモ
 ノトテ占有因由非ノ制限ヲ加ふる。

次何人ハ占有非ヲ提起シキカヲ考ヘザル可ラズ。然其夫ハ現
 民ノ九七条ノ如クテ法クシモ其法善意明ラカニ人理論上ヨリハ
 一ハ占有非ノ上占有者ノ一ハモテ有スルモノト見テ其可及セモ非
 救ノ占有ヲ認メ其ハ一物ノ出ル占有非松ヲ有スルハ人救令ノ
 下而希ノ下也。又其權利救ト占有ヲ認ムル所以人救令ノ占有
 非和ヲ入ヘカぬ也。尤レトシテ理論上正シカラス。曰民(既)三
 14

二ハ一現民ハ占有者ニテ其物ノ非者ニハ占有非松ヲ
 へル極限ヨリ上ノ疑ナシ。現民ニ於テハ一九七条ノ依テ其規定
 二條以上有非ヲ起スルノハ他人ノ物トシテ占有スル者亦在シ
 上規定ハ今併本条ニ占有者トシテ全ク自己ノ物トシテ占有
 者トシテ云フモノトナリ又他人ノ所有物ヲ認メ其ラ自己ノ物トシ
 スル上占有者ヲモ包含セシムル者ナルハ、又他人ノ物トシテ占有ヲ為ス
 者トシテ容儀トシテ占有者トシテモナリヤ又他人ノ物トシテ何持ル
 者トシテモナリヤ。尚又上條ノ明ク也我現民ニ於テリ權利救ノ上
 有テ思ハル極限ナルノ前正ノ如ク然ラズ自己ノ物トシテ占有者及ヒ
 容儀トシテ占有者其ノ占有非松ヲ有スルモノトシテ其極限ノ上ニシテ
 果シテ然ラバ若シ九七条ニ他人ノ物トシテ占有者トシテ其極限ノ上
 者ヲ指シスルモノトスルハ其極限ノ上占有者トシテ其極限ノ上占有

者ヲ指すとも一ノ解也人可受、百俸我民故之程、
 云々其ノ多クハ云々二種其ノ上者ヲ包合スル他ノ用ニ去ル
 若シ九七年ニ軍ニ上者ヲナルハ三衣其ノ上者ヲ包合スルノ
 トモ他人ノぬき占者ヲ去ルモ自ノ物ノ所持者ヲ去ルモノ解
 セザルヲエヌカク解スル者アリ、果シテ然ラバ他人ノぬき占者ヲ
 ぬクモハト云ハスレテ他人ノぬき占所持者ヲ去ルモノ解ニ至
 三用ニ九七年ノ法未ダ明シ不明也、是法ノ趣ニモ或ハ物ノ
 持者モ古有非松ヲ去ルモノ解ニ至ル、軍ニ去ルハ
 此ノ上ノ旧独ト無ク加ニ上者ヲ去ルモノ解者ニ所持者ニ占者非松
 ナラフノ一環又ノ反シ又云、
 功ニ占者者、其要モ又ノ海軍若ハ陸軍ニ占者ニアリテモ其
 意ヲ持且之合ハス占者ノ取得シタル者トナシ占者非松ヲ去ル
 6

モトトヤヤ、旧民ニ去リ、所持非松ヲ去ルモノ解ニ至ル、
 且ノ何処ニ占者ニ上者者、
 且又、所持非松ヲ去ルモノ解ニ至ル、
 此ノ上ノ旧民ニ去リ、所持非松ヲ去ルモノ解ニ至ル、
 占者非松トナシタル趣、
 其止セラレタル松カニ占者ヲ所持セシ、若シハ所持セラレトシ又、
 侵奪セラレタル者、
 一年以内ニ禁止セシタル松カニ占者ヲ所持セシ、
 其事件トスルニ所持者ニ占者者、
 此地取地ニ占者者、
 何レモトローマ法ヨリ起リ、
 何法至リ、法律ニ於テハ所屬自即者、

本州、政申、其基キ、占有、許テ、判ラ、ル、コト、ナシ、
本州、許、テ、敗、許、テ、者、占有、許、テ、起、テ、
占有、許、テ、敗、許、テ、者、上、當、此、處、本、州、許、テ、起、テ、
一、カ、一、カ、

此、成、政、許、テ、併、行、ス、ル、コト、ナシ、先、ク、占有、許、テ、
ナシ、ト、ス、レ、リ、占有、許、テ、併、行、ス、ル、コト、ナシ、
左、畔、コト、政、許、テ、起、テ、テ、
本、州、許、テ、起、テ、基、キ、占有、許、テ、
占有、許、テ、起、テ、敗、許、テ、
キ、モ、ト、ナシ、
許、テ、起、テ、
テ、占有、許、テ、本、州、許、テ、起、テ、

立、テ、下、テ、
行、テ、
自、由、
テ、
テ、
テ、
テ、
テ、
テ、
テ、
テ、

本州

一三三

併トハ之レヲ決スルニ非キテモ別段ノ牛使上ノ難島又ハ運匿ノ差下
ルモト見サレカレシサレハ修路工等ノ牛使上ノ利干係ノ全邦決定
スルニ非テ運匿スル外凡ク又ハ其ノ者上ノカ在事物ヲ処スルニ
フホキ恐アル牛使上ノ内判決ヲ以テ之レヲ禁止スルノコトモナ
カレシモ不使ヲ生カシテ其故ニ於テハ私利信実ノ豫所
ヲ目的トスル非テ *Impugnatio* トモ今世ハ心中判決ヲ以テ之レヲ禁止
ハ *Impugnatio* ノ一種ニテヒトモナリ *Indivisiuum* 相違ス
ルモト也余ノ考ニテハ現民ノ於テモ本邦ノ非ト全ク獨立シテ判
占有ノ非ヲ否クテ而シテ二者ヲ併行シテテウバキモノトスル外更
モナシ 若シ本邦ノ非ニヨリテ私利干係ヲ決定スル所ニ先ツ占有
ノ非ニヨリテ不使ノ故所ヲ否クルニ要スルハ民訴ニ於テハ所
ノ牛使ニヨリテ可也 又其ノ牛使ノ不備ナルニテ之レヲ之レヲ
スレハ可也(民訴カレシ修路工中章)

スレハ可也(民訴カレシ修路工中章)

第三節 占有私消滅

占有私ノ事即チ占有ノ意思ヲ放棄シテ所持ノ物ヲ返還シ
之ニ至リテ其ノ物ヲ或人ニ存スル中其ノ人カ占有私ヲ有
シハ既述スル如ク其ノ人ノ有ルニ非テ占有私ヲ消滅スル
其ノ其ノ人ノ有ルニ非テ占有私ヲ消滅スルニ至ルニ至
占有私ノ消滅ヲ生カシテ占有者カ占有ノ意思ヲ放棄シ
占有物ノ所持ヲ失フ中其ノ物ヲ或人ニ存スル中其ノ人カ占有私
ノ消滅ニ至ルニ至ル所也 旧民獨民ニ至リテハ其ノ物
ヲ其ノ人ニ存スルニ至ル所也 旧民獨民ニ至リテハ其ノ物
ヲ其ノ人ニ存スルニ至ル所也 旧民獨民ニ至リテハ其ノ物

占有者カ其ノ物ヲ其ノ人ニ存スルニ至ル所也 旧民獨民ニ至リテハ其ノ物
ヲ其ノ人ニ存スルニ至ル所也 旧民獨民ニ至リテハ其ノ物

修路工中章

一七

同時之シラ失フモシテ相成自明ノ場合也、占有者
其占有物ヲ取得シテ占有ノ意思ヲ放棄シタル場合ニ於テハ
自己ノ処分ニシテ占有ノ意思ヲ棄テ他人ノ処分ニ其代理人トシテ占有
物ノ所持ヲサトスルノモアリ、又或ハ他人ノ処分ニ所持ヲ棄テ
思フ存セザルノモアリ、又ハ場合ニ於テ他人ノ占有物ヲ相成
スルキヤ下ヤリ別問題ニ依テ占有者カ其占有ヲ失フ可キトスル
テハ亦ハ場合ニ依テ場合ニ依テ、乍ハ明カタルトモ示サズ
向リテ占有ノ意思ヲ放棄スルキ意思ノ表示ナキニ於テ占有ノ意思
ハ依然トシテ存続スルモノト見ザル可キ。占有者カ心神ヲ喪失シ
タル時ハ其占有物ノ情成スルキ否ヤ若シ占有ノ意思ヲ以テ在
有利益ノ存否ヲ情成ニ依テ決スルモノトモ見ザル可キ。現論上占有物ノ情成
セザルノモアリ、然レモ其理存否ハ必要ナルモノトモ見ザル可キ。

トハシテ此ニテ三要素ヲ相成シタル場合ニ適用シテ占有物ノ其場合ニ
情成セザル解スルニテ、此ニ占有者カ占有物ヲ存セザル
時ハ所持ヲ棄テ即チ放棄スルノモノトモ見ザル可キ。占有ノ意思ニシテ
有るモ占有物ノ情成セザルモノトモ見ザル可キ、乍ハ現論上以テ情成
セザル時ハ、其場合ニ依テ占有ノ意思ハハタル如ク占有スル占有者カ其
立法ノ精神ニ反スルモノトモ見ザル可キ。占有者ハ信託ノ時ヨリ
ニテ占有物ノ所持ヲ相成シタルモノトモ見ザル可キ。占有
占有ヲ失ハザルモノトモ見ザル可キ。但シテ、但シテ、但シテ、
占有者カ其占有物ヲ棄テタルモノトモ見ザル可キ。占有
占有ノ意思ハハタル如ク占有スル占有者カ其場合ニ依テ占有
消滅スルモノトモ見ザル可キ。占有者ハ信託ノ時ヨリニテ
占有物ノ所持ヲ相成シタルモノトモ見ザル可キ。占有

三九

要するに即ち占有権を得る事件に於て其の存在は債権事件に於ては
要するに一ツ欠くに至るに理の上より其の占有権は消滅せしむる事

一 本人が代理人に於て所持せる物に善意で占有する者と思つた物を買取られたり
上者たる消滅せる物に四一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

事の上より其の占有権は消滅せしむる事

二 代理人の本人に於て所持せる物に善意で占有する者と思つた物を買取られたり
一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

其信託する代理人の善意に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

代理人の占有権が失はれたるに於て代理人の本人に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

レシテ其の占有権が失はれたるに於て代理人の本人に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

消滅するに於て代理人の本人に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 其の場合に於て代理人が自己に於て占有する者と思つた物を買取られたり
一 善意を有せしめたる代理人も占有する、是れ代理人に於て所持

其物に占有を有するに依りて占有権を行使し得るに依りて解するに非ざる
トスルハ一ハ前記の如ク、
トスルハ一ハ前記の如ク、

(四) 代理人の行為に依りて占有権を取得し得るに依りて解するに非ざる
之ハ併子実アリ、本人の意思上代理人の意思上トテ法律上トシテ代理
係アリテ之を代理トスルモノトシテ占有権を行使し得るに依りて解するに非ざる
消滅スルヲ消滅トスルモノトシテ占有権を行使し得るに依りて解するに非ざる
消滅スルヲ消滅トスルモノトシテ占有権を行使し得るに依りて解するに非ざる

代理権消滅ノ事由ハ同時ニ占有権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
此レハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ

消滅スルモノトスル(三二、三三、三四、三五)ハ併
之ハ本人ノ死亡ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ

之ハ本人ノ死亡ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ
之ハ限ズ、之ハ代理権消滅ノ事由トシテ之ヲキテ之ヲキテ

同様トシ

才之代理ノ者ハ老ノ代理ハ消滅ノ因ニ上ル時ニ消滅ノ上ニ付
権消滅ノ原因ナリト見サレバ何トモモ其ノ消滅ノ原因トシテ思
能カキモト上者做ス至ルニテ意思能カキ者 消滅ノ原因トシテ思
ルコト得サル也 旨伊他人カ自己ノ為ニ占有ヲ為ルニ至ル時
有知リ本人ノ如ク之高歩存続スルモノト解スルコト代理人カ存続ノ
現場ノ同様也

才之代理人ノ消滅ニ般ニ代理ハ消滅ノ原因トシテ本人ノ消滅
ノ原因トシテ代理ハ消滅ノ原因トシテ去レト占有ハ消滅ノ原因トシ
コトハ民法四ノ一ノ規定ヲ依テモ明カ也何トモモ其ノ消滅ノ原因ト
人ノ存続ニ占有ノ意思ニ代理ハ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシ
影響ナキ也故也
和也ノ委任ノ解除ノ原因トシテ委任ノ意思ニ代理ハ消滅ノ原因ト

田ニテ本人ノ消滅ノ原因トシテ占有ハ消滅ノ原因トシテ代理ハ消滅ノ原因トシ
解任ノ原因トシテ占有ハ消滅ノ原因トシテ去レト占有ハ消滅ノ原因トシ
時ニ占有ヲ授受スルニテ本人ノ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
トモモ本人ノ代理人ノ意思ニ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
スルモノト解スルコト也其ノ本人ノ代理人ノ意思ニ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
コトハ民法四ノ一ノ規定ヲ依テモ明カ也何トモモ其ノ消滅ノ原因トシ
上ニ付ル所ニ付テモ其ノ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
規定ナリト見サレバ何トモモ其ノ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
存続スルモノト解スルコト也其ノ本人ノ代理人ノ意思ニ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
ノ規定ニテ之ヲ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
コトハ民法四ノ一ノ規定ヲ依テモ明カ也何トモモ其ノ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ消滅ノ原因トシテ
ス

○ 代理

一三七

依民法第201条之規定。旧民は全ク他民に對シテ所有權ノ
 權利ヲ享有スルモノナラズ。且其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有
 權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權
 ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノ
 ナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依
 リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有
 權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有
 權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ル
 モノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍
 ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ
 所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ
 所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ
 得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ
 範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ
 其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。

物上所有權ノ區別セラルルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使
 ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。
 其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行
 ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ使
 行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ
 行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ
 行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノ
 ナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依
 リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有
 權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有
 權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ル
 モノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍
 ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ
 所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ
 所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ
 得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ其ノ所有權ノ行使ノ
 範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。其ノ所有權ノ行使ハ
 其ノ所有權ノ行使ノ範圍ニ依リテ行ハレ得ルモノナラズ。

○民法

甲

用并財產下所有財產者ト云フ意味ニ非ず財產者ト云フ
 意味ニ用之所有者ト云フ際一之所有利ヲ得ル者ト云フ
 其自給家ト云フ意味ニ用ザル。現兵ニ於テハ物ヲ有体
 限リ財產ト下知悉ト云フ財產ト云フ知悉ト云フ年也
 テ然テ格下ニル意味ニ用テハ明也其「」財產者ト云フ
 井ニ見ニモ明ラカシモ他財產ト云フ程故ハ人ノ財產物
 財物ヲ知悉ト云フ年也其「」格下ニル意味ニ用
 格ニ知悉ト云フ年也其「」格下ニル意味ニ用
 格ニ知悉ト云フ年也其「」格下ニル意味ニ用

○所有権ノ定義

所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル

ノ所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル
 所有権ト云フは物ヲ支配シテ又最モ善價ニ定メル

此の全無なるは、物に於ては、一人以上一人以下も共有也

一、客体も不特定人である

二、客体も不特定人である

三、客体も不特定人である

四、客体も不特定人である

五、客体も不特定人である

六、客体も不特定人である

七、客体も不特定人である

八、客体も不特定人である

九、客体も不特定人である

十、客体も不特定人である

十一、客体も不特定人である

十二、客体も不特定人である

十三、客体も不特定人である

十四、客体も不特定人である

十五、客体も不特定人である

十六、客体も不特定人である

十七、客体も不特定人である

十八、客体も不特定人である

十九、客体も不特定人である

二十、客体も不特定人である

二十一、客体も不特定人である

二十二、客体も不特定人である

二十三、客体も不特定人である

二十四、客体も不特定人である

二十五、客体も不特定人である

二十六、客体も不特定人である

所有物とは、他人の所有に属せず、かつ、他人の所有に属するものではないものである。
 其の性質として、客観的に認められるものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。

又、實に他人に見し人モアリ、之は客観的に認め得る無体物たるものなり。
 所有物ノ目的物ノ有体物ニ限レルカ如シ、善一 Landrechte etc.
 其の性質として、客観的に認められるものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。
 又、法律上無体物たるものも、法律上の権利を享有し得るものである。

いふに比し無一を扱ナリトモク先ツ占有スル者ナリテ其占有者
トシテ欲スル家カラ保ヲサシ長ク存在スルん力カニ民衆ニ切ラシ
私利ニ化シ竟ニ所有ナリ 觀念ヲ生スルニ至リレモトモト云フ
普通一般ノ證明ナリトス 又況ニ所有ナリ 占有ニ似ツリトモ有ノ保護ニ
テテ占有者ノキナニ所有者ヲ生シ其所有ナリ 積々又元世セル
社会ニ於テ占有者ノ子孫ヲ留シテ存シ可キモノトスニ至レルモ
テ占有又ト占有者先キ存スルモノトシテ在リタルモノ也 此所
歴史ノ不ノ所ニヨリバ古ノ所有ナリト云フ者先キニ村井若クハ
家族ノ共有アリト云フ也 所有ナリ者念ニ占有ノ概念ニ先キテ
之ニテト今時ニ太古ノ社会ニ在セシトモ其他ノ萬物ノ共有
有ニ屬スルモノトナリタルヨリテ同族ノ共有ナリトモ家族ノ共有
等ノ自ノ占有ニ屬スルモノトナリタルヨリテ同族ノ共有ニ屬スルモノトモ

諸地方ニ行リル博覽會ニ露口ノ東部又ラハ民族博覽會
ニ付キテ見テモ之ヲ知ラシク要スルニ財產私有ノ制度近
世文明ノ基礎ヲ爲シ人々獨立其自其自制度ノ伴フ
ルニ其大ニ漸次在ルモ多クモナルヲ疑ハシ

第二章 所有權ノ界限

余ハ西村私ノ定義トシテ法定ノ範圍内ニ於テ物ノ上ニ概スル全
權也ト云ヘリ然レテ既ニ私ノ所有ナリトモ其無制限ル如ク庸
ル事モ定メテ之ヲ出ラズ故ニ法定ノ範圍内ニ於テ私ノ所有
法ニヨリテ法定ノ範圍内ニ於テトモ又旧民乃獨何ノ民然レテ
テモ所有權ノ定義中ニ其無制限ノモノトモ非ルニトテ又復シテ
有物ノ定義中ニ其無制限ノモノトモ非ルニトテ又復シテ所有權ノ

西村私

西村

定界之其界限を制法するべき文句ヲ用サレシニ其
 法ノ所有物ノ無制限ノモノト解スル趣ヒトシテラサレト雖モ所有物
 法律ノ規則ノ他ノ権利ヲ制限スルコトヨリテ其ノ所有權者
 定メテ立排例ノ様ナク所有物ノ本来無制限ノ
 法律ノ規則ヲ起則チテテ之ヲ制限スルハ其ノ
 解アリ、單身財ニシテ一先ノ所有物ノ無制限ナル年長ノ下
 其ノ三重ニ制限ノ不法ヲ示スルモ其ノ以則解ニ其ノ
 可ナリ、又何人ノ所有物ニ在リテ其ノ所有權者
 法律者ニ基キテ所有物ノ口法ヲ俟タレバ存スルモノ
 アリテ、法律制度ノ沿革上至大成ノ成勢カヲ存セシメ
 法律定ミテ余白ニテ立排例ノ不針ノ定ムルノ法
 へルモノトシテ其ノ法ノ沿革ノ上至大成ノ成勢カヲ存セシメ

ニ申テ存スルモノ也、法律ノ理法上法律以外ノ自然ニ存在スルモノ
 ニテラサレトシテ其ノ法ノ理法上法律以外ノ自然ニ存在スルモノ
 制法ノ理法上法律以外ノ自然ニ存在スルモノ
 定界ノ範圍内ニテ所有物ノ存在スルモノ也ト云フニ其ノ趣キトス、
 或年長ノ三章所載ノ第一節ニ所有ノ限界ト題シキモノ其ノ
 命ノ範圍内ニテテ六々ト記セルノ旨ニ在リテ理由ニ基キテ其ノ
 物ノ自然存在ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上
 其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上
 其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上
 其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上
 其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上其ノ法ノ理法上

人ノ私利トイハレテ他人ノ所有ニ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ或後美ノ私利
ヲ有ラズモ一トナリテ或後美ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
モナリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
ノ所有権ニキリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
民法二〇九―二三ノ条ニ詳述シテ規定スル所ノ順次説明スルハ
又所有権ノ其目的物ニ在テ他人ノ有スル私利ニキリテ私利ニキリテ
モナリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
圍内ニキリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
其ノ所有権ニキリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
私ノ作用ノ一断ハ停止セシムルヲ行フテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者
者ノ私利ヲ有スル債権ノ所有権ヲ私利ニキリテ私利ニキリテ私利ニキリテ
何レモ七心債権ノ所有権者ノ行方ヲ目録トスルモ其私利ノ私利ニキリテ

トスル者アリテ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
其ノ所有権ノ所有権者ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
ラハ所有権者カ他人ノ私利ヲ負担スル者トシテ私利ノ私利ノ私利ノ私利
ト見サレバ又ハ其私利ノ私利ヲ有スル者トナリテ又ハ其私利ノ私利
所有権者同様にスルモナリテ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
レテ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
未ナリテ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
ニ有テ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
スル者トシテ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利
ルテ又ハ其私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利ノ私利

民法二〇九―二三ノ条ニ詳述シテ規定スル所ノ順次説明スルハ

他人の財産を自己の利益のために使用することを許すこと（借借）
 年々民法の施行は、物権の土庫の先取特権の移転の授与の有無を以て非す。信
 用者持当物に之を以て物権の現るるに當り、年々大憲法に之を以て及んで民法に於て
 借借たる物に借借特権の物に授與する有るものと信ずるに於て、借借特権の
 所有権の制限するも也。然し此の先取特権の明らるる又持当物も多し。所
 有権の制限するも之に於て見ゆる程多し。旧民法の如く、所有権
 合意を以て遺言を以て之を以て制限し、年々民法に於て規定するに依りて民法に於て
 獨り民法に之を以て相違を規定し、年々何故に地先規程を以て民法に於て之を
 之解するに之を以て若し合意を以て遺言を以て他人が物を取扱はし、其の
 他人が物を取扱はし、制限するものと信ずる、去して他人が物を取扱はし、其の
 年々民法に於て遺言を以て之を取扱はし、其の年々民法に於て之を取扱はし、其の
 物を取扱はし、其の年々民法に於て之を取扱はし、其の年々民法に於て之を取扱はし、其の

以上期限許所有権を以て認むるに於て、年々所有権の法定の範圍内
 之を以て配するに全権を以て、其の權限上無制限のものも、期限許所有権の
 之を以て立法例に於て決して認むるものも、其の期限許所有権の
 所有権の此の種に物を取扱はし、其の法律の範圍上之を以て之を以て、然し此の
 物を取扱はし、其の法律の範圍上之を以て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の
 之を以て期限許所有権を以て認むるに當り、年々民法に於て之を以て、然し此の
 之を以て認むるに當り、年々民法に於て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の
 之を以て認むるに當り、年々民法に於て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の
 之を以て認むるに當り、年々民法に於て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の

所有権の法定の範圍内之を以て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の
 目的の爲に之を以て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の
 同一の物に之を以て之を以て、然し此の物を取扱はし、其の

一七六
フヲ以テモトセサルハ其エラハルカ人ノ無益ニ土地ノ
置カレリヤカキルトシテ其理由ニテハ其ノエラハルカ人ノ
置カレテ陽地ニ入ラズラ使用シテモトセサルハ隣地ノ所有
者ノ利益ニテ基キガ甚クハ其ノ内ニ限リ且テ隣
隣人ニ法利ニテ其任意ノ承諾ヲ得ヌリ許ノ方格ヲ以テ承諾ヲ強
制シタルハエラザレバシテ行ラズ又何種ノ事由アルニシテ在
信ノ承諾ヲ以テエラザレバ夫レ隣人ノ利益ニ立入ルヲエザル
シ且ツ何レト場合ニモ立入ルヲ行ヒタルカハ隣人ニ生シタル
損失ニシテ賠償モサレシヤモトスルニテ規定シ得
ラモ財三五ノ二七条ニ左様ノ規定アリ、然レ獨何ノ民法ニ
ニ相當スル規定ナシ、余ノ考テ民二三、二四、二五、二六、
二七ノ各條ニテ規程シタル事トシテ其ノ規定アリ干渉ニ失
ハレタル也

法ナリ

○
二、通行権、或土地カ他土地ニ圍繞セラレ代官地トナリテ行路
ニ通スルコトヲエザル其代官地ノ所有者、圍繞地ニ通行シ
キモノトナサレシコトヲエズ、他コトナレバ其代官地ノ全ク廢物トシ
又全ク代官地ニアラサルニシテモ行路ニ通ルコトヲ許シサルカ又ハ
崖岸アリテ行路ニ甚ク難シク其代官地ノ通行コトヲ妨グル
コトナレバ土地ノ所有者同種ニテ隣地ヲ通行シタルモノトセザレバ
其土地ノ所有者ノ実用ヲサレルコトナシ、是レ民法二〇条ノ規定ヲ
以テテ其ノ例ニシテ一般ノ立法例ニモ左様ノ規定アリ、財二六、二七
ハ、強ニモ二〇条ノ規定ニ通行権ノ代官地又ハ代官地ト同視スルモノトナ
レバ、其ノ所有モノトシテ通行権ノ所存ヲ制限スルコトヲ甚ク大ニ
モテレバ通行ノ妨格及場所並ニ通行権ノ所存ヲ制限スル
モノトシ

且通行地之最に損害を蒙る者ハ其ノ場所トシテ選ビザル可ク又殊ニ
 通路ノ用致スル如キハ最モ之ノ損害ヲ永久的ニ通行地ニ加フ
 ルモノトシテ通行者ノ必要ナル以上ノ利益ヲ受ハルヲ要ス代地
 カ宅地トシテ場合ヨリ由テ通路ノ用致スルハ一ニ算スルニ決ス民ニ
 一ニ却ル所也(財三一九、仙百八四、独九一七)
 此比通行地之最に損害を蒙る者ハ其ノ場所ヲ選ビザル可ク又殊ニ
 多量ナルニテ通行地ニ加フノ損害ヲ及ボスルニ而シテ通行者
 者ノ利益ヲ得ルモノトシテ通行者ノ以テ損害ヲ賠償スルノ責任
 アリトスルニ當ルナリ、又損害を蒙ル利益者ノ多クハ永久ニ且ルモノトシテ
 又一時限リノ損害を蒙ルトセズ又例ハ由テ通行地ノ用致スルニ付テ
 樹木ヲ伐採スルリ如ク之レ民ニ二三條ニ於テ一時限リノ損害を
 直ニ之レヲ賠償シ其他ノ賠償ハ中々之レヲ得テハキモノトせん所

次也(財三二〇、独九一七)カ。以上三二〇一三二條ニ規定スルニ
 利ノ自出ニ代地又ハ代地トシテ同視スルキ地位ニアル土地所有権者
 ノモノトスルニ必要ナル所ニ起リシモノ也。但シ其ノ所有地ノ分割ニ
 土地ノ一新ニ合流スルリ代地ヲ受ケルハ如キ全ク人ノ其ノ基クニ
 時テ同ニ之ヲ算スルヲ要ス。此場合ニ於テ代地トシテ代地ノ所有
 有者ノ償金ヲ付シテナクシテ他ノ分割者又ハ合流ノ土地ニ於テ
 之レハキモノトナサレバモ、何トシテ代地ノ如クニ通行者ノ利益
 生ジ之レノ如クニ通行者ニ付テ、土地ノ所有者ハ其ノ損害ヲ被ルハキ
 事ノ別ニ之レハ通行者ノ利益ニ付テ見シメハキモノトシテ、之レハ民ニ三
 三三條ノ規定ニ付テ、今亦民ニ三三〇一三二條ノ規定ニ付テ、
 人ノ損害を蒙ル地界ニ付テ三三〇條ノ規定ニ付テ、代地トシテ
 視スルハキ土地ヲ生セシメ、之レハ民ニ三三〇一三二條ノ規定ニ付テ、
 一七九

水権ノ一團ヲホクナシテコレキトシ民ニ三〇年ニ規定スル
 (第一三四三三三) 水ニシテ金キヲ通阻セシムル工
 事 既ニ修地ニ存スルノモアラズ 改修ニ於テハ新ニ修スルニ
 ナシ 其地ノ所有者ニ於テモ亦從來ノ工作物ヲ使用シ得ルニ
 ナスルハ双方ノ利益也 左併成ニ修地ニテハ 隨水工ノ修
 止ニシテ 該修地ノ所有者ニ於テハ 其地ノ所有者ニ於テハ
 其地ノ所有者ニ於テハ 亦其新設ノ工作物ヲ使用シ得ル
 止ニシトモ之レ亦双方ノ利益也 而シテ其地修地ノ所有者
 ニ同一ノ工作物ヲ其用スル場合ニ於テハ 其工作物ノ設置
 及ヒ修繕ノ費用ナリテ 各担スベキノ理ト爲ル(以下引一
 以上三四一三八条ニ言ハス) 三三三 条ノ規定ニ守リテ市街地
 修地ノ
 下ノ地

水権地ノ沿岸者其流水ヲ使用スル權利ハ一、水権地ノ
 中ニ於テ其地共ニ同一ノ所有者ニシテ又一方ニ於テ其
 地ノ一部ニ自己ノ原レ対岸ノ水権地ノ他ノ一部ニ他人ノ原
 何レノ場合ニ於テモ 流水ノ其地管上ノ所有物ノ目的ヲ
 ナスルニ非ズバ、 併修地ノ所有者又ハ 農業工業用ニ
 スルノモリニテオラシテオラシ場合ニ於テハ 水権地ノ所有者
 ナシ 水路及ビ管線ヲ其地ニシテハ 管線ノ間に於テハ 自己
 之得ル可キニシテ 何トモ下流ノ沿岸者ノ權利ヲ害スル
 事ニシテ 場合ニ於テハ 水権地ノ所有者ノ水権地ノ幅員
 及ビ之レヨリ重要ニシテ 何トモ知ラズトモ人對岸地ノ所有
 益ヲ得ル也 之レ民ニ一九年知ルル所也 財三五 仙六四
 水権地ノ所有者が流水ヲ使用スルカガためニ水ヲ直ニ引ルル事
 一八五

中ノ堰ヲ設ケルコトヲ受テスルハ此ノ堰ヲ設ケルニ対岸ノ土地ヲ使
用シ得ルコトニスル者ニ対岸ノ土地ノ他人ニ属スル場合ニ於テハ其
他人ノ承諾ヲ得ルニテラザル場合ヲ設ケルコトヲ受テスルハ此ノ
者リカクシテ流水ヲ利用スルコトヲエサル場合ヲ生ズルニシテ対岸ノ地
所存者ニ若シ損害ヲ生ズルハ此ヲ賠償スルヲ条件トシテ堰
ヲ其対岸ニ附着セラルコトヲラトスル所也、対岸地ノ所有
者ニ或ハ同ノ堰ヲ利用セズト欲スルコトアリ、以テ場合ニ依リテ
テ許サレドモ彼中ナシ、若シ両岸ノ所有者ガ同ノ堰ヲ共用スルコ
トヲラトセシムルハ双方ノ利益ナリ、而シテ堰ヲ共用スル者ハ此ノ
為ニ利益ヲウケル割合ニ依リテ設置修繕ノ費用ヲ分担ス
ルベキモノトスルコトガ當然ノ事也、此ニ依リテ規定スル所アリ
ヤニシテハ、

有スル中ノ堰ノ一ノリ流岸者ガ設置スル堰ヲ使用スルキモ
一セ凡 余ノ考エテハ、床地ノ一部ヲ所有セザル対岸地ノ所有
者ナリトモ同リノ流水ヲ使用シ得ル故ニ堰ヲ亦之レテ使用シ
テ之ニテトナシテ可ナリト信ズ、又我邦旧民共ニ水源地ノ所有
者ノ流水ヲ使用シ得ルヤキ程度ヲ示サレトモ併シ余ハ水源地ノ流
岸者若シ下流ノ流岸者ニ於テ流水ヲ使用シ得ル可キ同トシテ利
コトヲ生セザルニ趣向内ニ於テ之レヲ使用スルノ権利アリトモ止マ
ルモノトナスベキモノト信ズ、尤モ灌漑ノ至要ナル水田ノ場合
ニ於テハ到底流水ヲ使用セザルニ及ビ規定ヲ設ケテ是ノ人
トシテ之レヲシテ之レヲ水利ニ依リテ別ニ備蓄スル持込貯水等
トシテ之レヲシテ之レヲ水利ニ依リテ別ニ備蓄スル持込貯水等
トシテ之レヲシテ之レヲ水利ニ依リテ別ニ備蓄スル持込貯水等
トシテ之レヲシテ之レヲ水利ニ依リテ別ニ備蓄スル持込貯水等

水界標ニ依リテ土地ニ自地ノ水田ノ人ガ為ラズ

半村三利益ヲ言フクモノト見ヤルヲ得サレバ也、然ルニ國障ヲ
 設置シ之ヲシテ其ノ廣ニ用リ國障ノ後妻ト其高サト
 コリテ大ニ差アリ、夫其ノ我民共ニ之ニ強請シテハキ國障ニ其
 サ高尺以下ノ板戸屏又ハ竹垣ニ似テス、若シ相隣者ノ一方カハ
 尺以下ニテ満足セザレバ自其ノ以テ更ニ良好ノ材料ヲ用サ又ハ
 其サノ地ノ一ノリルニ當テコト也一民ニニキ一八条ノ以テ了シテ
 相隣者ニ高尺以下ノ板戸屏ニ似テス、而シテ其收斂ニ高尺以下ノ
 自費ニ以テ其高尺以下ノ板戸屏ニ似テス、而シテ其收斂ニ高尺以下ノ
 此ニ其規程ニ用テリケル場合存外ナリ
 民法ニ三三乃至三七条ニ規ル所ルニ少シクハ因障其他等邊線上ニ
 存シテ牆壁ノ構築ハ相隣者共ニ向テ費用ヲ以テ之シテ其設置
 了カレバ時ニ其ノ費用ニコトナリ居リ之ニ相隣者共ニ存底ス

ルモノト推定セシムルハ以テリ、其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 九三條ニ人ノ何人ニルカトナリテ示明スルノ困難ヲ生ズルノトモ
 以テ之レニ無用ノ推定ト見ルノトナリテ其ノ如何ニ其ノ推定ニ
 上レル事歟、我レハ其ノ推定ニ否ヤハ斷ラズ、其ノ如何ニ其ノ推定ニ
 九三條、九四條、九五條、九六條
 火災有リテ其ノ損害ヲ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 九七條ノ特ニ之レヲ也、其有ト區別セカガハ其有トハ其有トハ其有トハ
 九八條、九九條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇一、一〇二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇三、一〇四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇五、一〇六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇七、一〇八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一〇九、一一〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一一一、一一二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一一三、一一四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一一五、一一六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一一七、一一八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一一九、一二〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一二一、一二二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一二三、一二四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一二五、一二六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一二七、一二八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一二九、一三〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一三一、一三二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一三三、一三四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一三五、一三六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一三七、一三八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一三九、一四〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一四一、一四二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一四三、一四四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一四五、一四六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一四七、一四八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一四九、一五〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一五一、一五二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一五三、一五四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一五五、一五六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一五七、一五八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一五九、一六〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一六一、一六二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一六三、一六四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一六五、一六六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一六七、一六八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一六九、一七〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一七一、一七二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一七三、一七四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一七五、一七六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一七七、一七八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一七九、一八〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一八一、一八二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一八三、一八四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一八五、一八六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一八七、一八八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一八九、一九〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一九一、一九二條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一九三、一九四條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一九五、一九六條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一九七、一九八條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ
 一九九、二〇〇條ノ推定ニ其ノ如何ニ裁クヲ怪ルニ從テ其ノモ

